

昭和二十九年五月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外

昭和二十九年五月十八日

第十九回 衆議院會議録第五十一号

昭和二十九年五月十八日(火曜日)

議事日程 第四十八号

午後二時開議

第一 特定の公務員の営利企業等

への関与の制限に関する法律案
(中村高一君外十九名提出)

第二 一の経営する企業に勤務する
職員の給与等に関する特例法
案(内閣提出)

第三 小型自動車競走法の一部を
改正する法律案(川島正太郎君
外十四名提出)

第四 自転車競技法等の臨時特例
に関する法律案(大西碩夫君外
十六名提出)

第五 酪農振興法案(内閣提出)

第六 所得に対する租税に関する
二重課税の回避及び脱税の防止
のための日本国とアメリカ合衆
国との間の条約の批准について
承認を求めるの件

第七 遺贈、相続及び贈与に対す
る租税に関する二重課税の回避
及び脱税の防止のための日本国
とアメリカ合衆国との間の条約
の批准について承認を求めるの
件

第八 外務省関係法律の整理に関
する法律案(内閣提出)

第九 裁判所法の一部を改正する
法律案(内閣提出)

第十 民事訴訟法等の一部を改正
する法律案(内閣提出)

第十一 民事訴訟用印紙法等の一
部を改正する法律案(内閣提出)

●本日の会議に付した事件
島上善五郎君外十九名提出、公職
選挙法の一部を改正する法律案
を公職選挙法改正に関する調査
特別委員会に併せ付託するの件
(議長発議)

補助金等の臨時特例等に関する法
律案(内閣提出、参議院回付)

日程第二 一の経営する企業に勤
務する職員の給与等に関する特
例法案(内閣提出)

日程第三 小型自動車競走法の一
部を改正する法律案(川島正太
郎君外十四名提出)

日程第四 自転車競技法等の臨時
特例に関する法律案(大西碩夫
君外十六名提出)

日程第六 所得に対する租税に関
する二重課税の回避及び脱税の
防止のための日本国とアメリカ
合衆国との間の条約の批准につ
いて承認を求めるの件
日程第七 遺贈、相続及び贈与に
対する租税に関する二重課税の
回避及び脱税の防止のための日
本国とアメリカ合衆国との間の
条約の批准について承認を求め
るの件
日程第八 外務省関係法律の整理
に関する法律案(内閣提出)

日程第九 裁判所法の一部を改正
する法律案(内閣提出)

日程第十 民事訴訟法等の一部を
改正する法律案(内閣提出)

日程第十一 民事訴訟用印紙法等
の一部を改正する法律案(内閣
提出)

午後二時五十分開議
○議長(堤康次郎君) これより会議を
開きます。

島上善五郎君外十九名提出、公職
選挙法の一部を改正する法律案を
公職選挙法改正に関する調査特別
委員会に併せ付託するの件(議長
発議)

○議長(堤康次郎君) お諮りいたしま
す。島上善五郎君外十九名提出、公職
選挙法の一部を改正する法律案は、公
職選挙法改正に関する調査特別委員会
にあわせ付託したいと存じます。
これに御異議ありませんか。

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認
めます。よつてその通り決しました。

補助金等の臨時特例等に関する法
律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(堤康次郎君) お諮りいたしま
す。参議院から、内閣提出、補助金等
の臨時特例等に関する法律案が回付さ
れております。この際、議事日程に追
加して右回付案を議題となすに御異議
ありませんか。

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認
めます。よつて日程は追加せられまし
た。
補助金等の臨時特例等に関する法律
案の参議院回付案を議題といたしま
す。

補助金等の臨時特例等に関する法
律案
右の貴院から送付された内閣提出案
は本院において修正議決した。よつ
て国会法第八十三条によりここに回
付する。

昭和二十九年五月十四日

参議院議長 河井 彌八

衆議院議長 堤康次郎

本送付案に対する
衆議院の修正に
よる改正案は
衆議院に提出
する

目次

第一章 文部省関係(第一条―第
六条)

第二章 厚生省関係(第七条―第
十条)

第三章 農林省関係(第十一条―
第十四条)

第四章 通商産業省関係(第十
五条―第十六条)

第五章 運輸省関係(第十八条―
第二十一条)

第六章 建設省関係(第二十二―
第二十六条)

第七章 農林省関係
(農業改良助長法に基く補助等の
特例)

第十三条 農業改良助長法(昭和二
十三年法律第百六十五号) 第二条
(助成の基準)各号に掲げる経費に
ついての国の補助金又は委託金の
交付については、同条の規定によ

昭和二十九年五月十八日 衆議院會議録第五十一号

島上善五郎君外十九名提出、公職選挙法の一部を改正する法律案を公職選挙法改正に関する調査特別委員会に併せ付託するの件 補助金等の臨時特例等に関する法律案(参議院回付)

昭和二十九年五月十八日 農林省令第五十一号 補助金等の臨時特例等に関する法律案(参議院附付)

る。次項に定めるところにより、

一 国及び地方の農業事情から見て、緊急と認められる都道府県及びその他の試験研究機関の指定の試験研究に要する経費について、その全部又は一部

二 農業改良研究員の設置につき、都道府県の要する経費について、その二分の一

三 農業改良助長法第十四条第一項第二号(農業又は農民生活の改善に関する教育及び実地展示の協同農業普及事業に必要な試験研究を行うための試験研究施設の設置及び運営につき、都道府県の要する経費について、その二分の一)

三 都道府県は、農業改良助長法第十六条の三(都道府県の負担)の規定にかかわらず、同法第十四条第一項第一号及び第二号の協同農業普及事業について、同法第十三条第一項(助成)の規定により交付される補助金の額が当該都道府県においてその事業を維持するため

その年度に支出する都道府県費に相当する額を支出するときは、その二分の一(以下、この法律(以下、この法律)に基き負担するものとす)を補助するものとす。

第十二条 漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関する国の負担については、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百八条(漁業調整委員会の費用)及び第二百三十二条(内水面漁場管理委員会の費用)の規定によらず、次項に定めるところによる。

二 国は、政令で定めるところにより、漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に要する経費を負担する。

第十三条 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六十条(費用の負担)第一号又は第六号の経費のうち、家畜伝染病(同法第六十二条の規定により指定された疾病を含む)以外の畜生虫病の発生を予防するために要するものについては、国の負担率は、同法第六十条第一号又は第六号の規定にかかわらず、二分の一とする。

第十四条 国は、水産資源保護法(昭和二十六年法律第三十三号)第十九条(費用の負担)の規定にか

かわらず、予算の範囲内において、都道府県知事が管理計画に基いて行う内水面の管理に要する経費の一部を補助するものとす。

第十三条 船舶損害賠償法の規定(昭和二十七年法律第二十八号)第二百三十二条第一項(付保義務の発生)中指定船舶(一年を通じて六十日以上漁業に従事する船舶)に於いて、漁業に従事する船舶に於いて、当該地区内に主たる根拠地を有する漁船をいう。以下同じ。とあるのは、政令で指定する船舶(以下「指定船舶」という。)と読み替へるものとす。

第十四条 通商産業省関係(自転車競技法に基く国庫納付金制度の停止)

第十五条 自転車競技法(昭和二十三年法律第二十九号)第十條第三項及び第四項(国庫納付金及びその用途)の規定は、適用しない。

第十六条 小型自動車競走法に基く国庫納付金制度の停止

第十七条 小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二十八号)第十條(国庫納付金)の規定は、適用しない。

第十五条 船舶損害賠償法の規定(昭和二十七年法律第二十八号)第二百三十二条第一項(付保義務の発生)中指定船舶(一年を通じて六十日以上漁業に従事する船舶)に於いて、漁業に従事する船舶に於いて、当該地区内に主たる根拠地を有する漁船をいう。以下同じ。とあるのは、政令で指定する船舶(以下「指定船舶」という。)と読み替へるものとす。

第十八条 日本国有鉄道法(昭和二十七年法律第二十八号)第十條(国庫納付金)の規定は、適用しない。

第十九条 外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法(昭和二十八年法律第一号)第十九条(日本開港銀行に対する利子補給契約)の規定は、適用しない。

第二十条 地方鉄道軌道整備法の規定(昭和二十八年法律第六十九号)第八條第一項、第二項及び第三項(補助中)相当する金額とあるのは、それぞれ「相当する金額を限度として」と読み替へるものとす。

第二十一条 地方鉄道軌道整備法の規定(昭和二十八年法律第六十九号)第八條第一項、第二項及び第三項(補助中)相当する金額とあるのは、それぞれ「相当する金額を限度として」と読み替へるものとす。

六十年法律第九十三号)第七條第一項(国の補助)に規定する第一種公共住宅の建設費用についての国の補助率は、政令で定める第一種公共住宅に係るものについては、同項の規定にかかわらず、二分の一以内とすることができる。

二十二条 公営住宅法第二十六條第一項(建設大臣及び都道府県知事の指導監督)の規定により、都道府県知事が行う指導監督に要する費用については、同法第二十七條(指導監督費の交付)の規定によらず、次項に定めるところによる。

三 国は、政令で定めるところにより、公営住宅法第二十六條第一項の規定により、都道府県知事が行う指導監督に要する費用の一部を当該都道府県に交付する。

附則

一 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。昭和二十九年四月一日から施行する。昭和二十九年四月一日から施行する。

二 この法律は、この法律施行期に補助又は貸付を受けることとなる場合における予算に係る補助金、負担金及び委託金については、適用しない。

て、昭和二十九年年度に於ては、入學した児童に對して行つた教育用圖書の給予

4 産業振興組合の地区において、昭和二十九年三月三十一日以前に過期した船舶法（以下「船舶法」という。）第百十二條第一項及び過期船舶法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百四十六号）附則第二項（指定船舶に關する規定）の規定による同意があつた場合には、当該地区においては、船舶法第百十三條の三第一項付保義務の船舶各号の一に該船舶を含む場合を除き、その同意は、同年四月一日以後、船舶法第百十二條第一項及び船舶法第百十四條の規定によるものと引き續き効力を有するものとす。但し、同条の政令で指定する船舶については、この法律施行の日以後は、この限りでない。

5 前項の規定は、昭和二十九年四月一日以後この法律施行前に船舶法第百十二條第一項の規定による同意があつた場合について適用する。この場合において、前項本文（同年四月一日以後）とあるのは「同意があつた時以後」と読み替へるものとす。

6 前項の規定は、この法律施行の日において当該地区内に住所を有する新指定船舶の所有者の職員のうち、同項の同意に加はり且つその同意の要する新指定船舶に該船舶を所有してゐる者の占める割合が三分の二に満たない場合は、この法律施行の日以後は、適用しない。

7 前項の場合において、船舶法第百十二條第一項の規定により新指定船舶以外の船舶が普通損害保償に付されたとき同条第二項義務付保となされる場合の規定に、新指定船舶以外の船舶が普通損害保償に付されたものとみなされたとする旨を、可決決議に於いては、同条は、この法律施行の日以後は、適用しない。

昭和二十九年五月十八日 衆議院會議録第五十一号 国の經營する企業に勤務する職員に對する特例法案

過してない保償期間に對する部分の保償に關する負担を有しない。

8 前項の場合において、船舶法第百十二條第一項の規定により新指定船舶以外の船舶が普通損害保償に付されたときは、この法律施行の日から起算して二十日を経過するまでの期間内に、当該普通損害保償を將來に對つて解除することができる。この場合には、その者は、過期船舶組合に對し、解除の請求を提出してない保償期間に對する部分の保償料の払い戻しを請求することができ、

9 過期船舶組合は、前項後段の規定による請求に對して保償料の払い戻しをすべきときは、政府に對し、その払い戻すべき保償料のうち保償料の百分の五に相當する金額の支払を請求することができる。

14 10 第十六條、第十七條又は第十八條の規定は、昭和二十九年四月一日以後に實施した競輪、小型自動車競走又はモーターボート競走（以下この項において「競輪等」という。）に係る国庫納付金の納付については、適用しない。この場合において、競輪等の實施期間が昭和二十九年四月一日以後にわたるときは、当該競輪等に係る国庫納付金の金額は、同年三月三十一日までの期間に對する部分の金額とする。

11 この法律は、第十八條の規定を除く外、昭和三十年三月三十一日以前その効力を失ふ。但し、昭和二十九年年度の予算に係る補助金、負担金及び委託金については、同日後もなおその効力を有する。

○議長（堤康次郎君） 採決いたしました。本案の衆議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

○賛成者起立

○議長（堤康次郎君） 起立多数。よつて衆議院の修正に同意するに決しました。

○荒船清十郎君 日程第一は延期されんことを望みます。

○議長（堤康次郎君） 荒船君の動議に御異議ありませんか。

○議長（堤康次郎君） 御異議なしと認めます。よつて日程第一は延期するに決しました。

第二 国の經營する企業に勤務する職員に對する特例法案

○議長（堤康次郎君） 日程第二、国の經營する企業に勤務する職員に對する特例法案を議題といたします。委員長は報告を求めます。人事委員長理事赤城徳君

国の經營する企業に勤務する職員に對する特例法案

の給予等に関する特例法案

国の經營する企業に勤務する職員に對する特例法案

の給予等に関する特例法案

（この法律の趣旨）

第一条 この法律は、国の經營する企業に勤務する職員に對する特例法案

の給予等に関する特例法案

の給予等に関する特例法案

の給予等に関する特例法案

の給予等に関する特例法案

の給予等に関する特例法案

の給予等に関する特例法案

の給予等に関する特例法案

の給予等に関する特例法案

の給予等に関する特例法案

の給予等に関する特例法案

の給予等に関する特例法案

の給予等に関する特例法案

の給予等に関する特例法案

の給予等に関する特例法案

の特殊性に基き、その給予等に関する國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の特例等を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「国の經營する企業」とは、公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第百五十七号）第二条第一項第二号に規定する国の經營する企業をいう。

2 この法律において「職員」とは、国の經營する企業に勤務する一般職の國家公務員（管理又は監督の地位にある者のうち政令で定める官職にあるものを除く）をいう。

（給予の根本原則）

第三条 職員の給予は、その職務の内容と責任に應ずるものであり、且つ、職員が充てられた能率が考慮されるものでなければならない。

2 職員の給予は、一般職の職員の給予に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける國家公務員及び民間事業の従業員に對するその他の事情を考慮して定めなければならない。

（給予標準）

第四条 国の經營する企業の主務大臣（以下「主務大臣」という。）又は政令の定めるところによりその委任を受けた者は、その企業に勤務する職員に對して支給する給与に對して支給する給与について給与標準を定めなければならない。

（給与総額）

第五条 職員で常時勤務する者（二月以内の期間を定めて雇用される者を除く。）に係る給与標準については、その給与標準に基いて各会計年度において支出する給与の額が、その会計年度の予算の中で給与の総額として定められた額をえないようにしなければならない。但し、職員の能率の向上により収入が予定外増加し又は経費を予定より節減した場合において、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相當する金額を、予算の定めるところにより、大蔵大臣の承認を受けて、特別の給与として支給するときは、この限りでない。

（勤務時間等）

第六条 主務大臣又は政令の定めるところによりその委任を受けた者は、その企業に勤務する職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇について規程を定めなければならない。

2 前項の規程は、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける國家公務員の勤務条件その他の事情を考慮したものでなければならない。

八七五

第三 小型自動車競走法の一部を改正する法律案(川島正次郎君外十四名提出)

第四 自転車競走法等の臨時特例に関する法律案(大西順夫君外十六名提出)

○議長(堤隆次郎君) 日程第三、小型自動車競走法の一部を改正する法律案、日程第四、自転車競走法等の臨時特例に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。通商産業委員会理事福田一君。

小型自動車競走法の一部を改正する法律案

小型自動車競走法の一部を改正する法律案

小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「及び」を、「」に改め、「名古屋市」の下に「、都のすべての特別区の組織する組合及びその区域内に小型自動車競走場が存在する市町村」を加える。

第十二条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第二項を第三項とし、同条第三項を第四項とし、同条に第二項として次の一項を加える。

2 前項の払戻金の額が、勝者投票券の券面金額に満たないときは、

その券面金額を払戻金の額とする。

第二十四条から第二十七条までを次のように改める。

(罰則)

第二十四条 左の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第二項の規定に違反した者

二 小型自動車競走に関し、勝者投票類似の行為をさせて財産上の利益を図つた者

第二十五条 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十一条各号の一に該当する者であつて当該各号に掲げる小型自動車競走に関し前条第二号の違反行為の相手方となつたもの

二 業として勝者投票券の購入の委託を受け、又は財産上の利益を図る目的をもつて不特定多数の者から勝者投票券の購入の委託を受けた者

第二十六条 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条の規定に違反した者

二 第二十四条第一号の違反行為の相手方となつた者

三 第十一条第二号に該当する者

であつて同号に掲げる小型自動車競走以外の小型自動車競走に関し第二十四条第二号の違反行為の相手方となつたもの又は第十一号各号に掲げる者以外の者であつて第二十四条第二号の違反行為の相手方となつたもの

第二十七条 第十一条の規定に違反する行為があつた場合において、その行為をした者が同条の規定により勝者投票券の購入又は譲受を禁止されている者であることを知りながら、その違反行為の相手方となつた者(その相手方が発覚者であるときは、その発覚に係る行為をした者)は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十八条 小型自動車競走会若しくは全国小型自動車競走会連合会の役員若しくは職員又は小型自動車競走の選手が、その職務又は競走に関し賄受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。因つて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

第二十九条 前条に掲げる役員若しくは職員又は選手になつた者とする者が、その担当すべき職務又は行うべき競走に関し賄受を受けて賄受を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、同条に掲げる役員又は選手となつた場合において、二年以下の懲役に処する。

し、若しくは約束したときは、同条に掲げる役員若しくは職員又は選手となつた場合において、二年以下の懲役に処する。

2 前条に掲げる役員若しくは職員又は選手であつた者が、その在職中賄受を受けてその職務又は競走に関し不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関し、賄受を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときも、前項と同様とする。

第三十条 前二条の場合において、收受した賄受は、これを没収することできないときは、その価額を追徴する。

第三十一条 第二十八条又は第二十九条に規定する賄受を供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を軽減し、又は免除することができ。

第三十二条 偽計又は威力を用いて小型自動車競走の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十三条 小型自動車競走においてその公正を害すべき方法による

競走を共謀した者は、二年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

小型自動車競走法の一部を改正する法律案(川島正次郎君外十四名提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

自転車競走法等の臨時特例に関する法律案

自転車競走法等の臨時特例に関する法律案

第一条 自転車競走の勝者投票券、

小型自動車競走の勝者投票券及びモーターボート競走の勝者投票券の売上金(自転車競走法昭和二十三年法律第二百九号) 第九条第一項、小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号) 第十二条第一項及びモーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号) 第十条の規定によるものをいう。以下同じ。については、自転車競走法第十條第三項及び第四項、小型自動車競走法第十七条並びにモーターボート競走法第二十

昭和二十九年五月十八日 衆議院會議第五十二号 小型自動車競走法の一部を改正する法律案外一件

八七八

条の規定を適用せず、次項に定めるところによる。

2 自転車競走、小型自動車競走及びモーターボート競走(以下「自転車競走等」という。)の施行者は、それぞれ一回の開催による勝者投票券、勝者投票券又は勝者投票券(以下「勝者投票券等」という。)の売上金の額が別表の上欄に掲げる金額に相当するときは、同表の下欄に掲げる金額に相当する額を命令の定めるところにより、それぞれ自転車振興会連合会、全国小型自動車競走会連合会又は全国モーターボート競走会連合会(以下「自転車振興会連合会等」という。)に納めなければならない。

第二条 自転車振興会連合会等は、中小機械工業の設備の近代化、機械の生産技術の向上、機械輸出の増進その他機械工業の振興を図るため、自転車競走法第十一条第三項、小型自動車競走法第二十条第四項及びモーターボート競走法第四条第三項の規定にかかわらず、主務大臣の定める計画及び指示に従い、前条第二項の規定による納入金を財源として、左の業務を行う。

一 前条第二項の規定による納入金の受入

二 機械工業の振興に必要な融資のための銀行その他の金融機関に対する資金の貸付

三 機械工業の振興を目的とする事業に対する補助金の交付

四 その他機械工業の振興を図るため必要な業務

2 自転車振興会連合会等は、前条第二項の規定による納入金を、前項各号に掲げる業務に必要な経費以外の経費に充ててはならない。

3 自転車振興会連合会等は、第一項の業務を包括的に商工組合中央金庫(以下「金庫」という。)に委託しなければならない。この場合において、第一項第二号に掲げる業務につき金庫が資金を借り受ける場合については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第八八条の規定は、適用しない。

4 金庫は、前項の委託業務を行うには、主務大臣の定める計画及び指示に従わなければならない。

第三条 自転車競走等の施行者が自己の収入とすべき金額は、自転車競走法第十条第一項、小型自動車競走法第十九条第一項、小型自動車競走法第十六条及びモーターボート競走法第十九条の規定にかかわらず、自転車競走にあつては、勝者投票券の売上金の額から自転車競走法第九条の規定による払戻金の額および第一条第二項の規定による納入金の額を控除した残額、小型自動車競走にあつては、勝者投票券の売上金額の百分の二十五に相当する金額から第一条第二項

の規定による納入金の額を控除した残額、モーターボート競走にあつては、勝者投票券の売上金額の百分の二十五に相当する金額から第一条第二項の規定による納入金の額を控除した残額とする。

第四条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、自転車振興会連合会等、金庫及び第二項第一項各号の業務の相手方から報告を徴し、又はその職員に自転車振興会連合会等、金庫及び第二項第一項第二号から第四号までの業務の相手方の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立ち入る検査をする職員は、その身分を示す証明を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五条 金庫は、商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十条の規定にかかわらず、自転車振興会連合会等の委託を受けて、第二条第一項の業務を行うことができる。

2 金庫は、前項の業務に関する経理を、他の業務に関する経理と区分して行わなければならない。

第六条 第四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第七条 第二条第二項の規定に違反した場合に於ては、その違反行為をした自転車振興会連合会等の理事又は監事は、三万円以下の罰金に処する。

第八条 第五条第二項の規定に違反した場合においては、その違反行為をした金庫の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条及び第四条の規定は、昭和二十九年四月一日以後に開催された自転車競走等の勝者投票券等の売上金について適用する。

3 昭和二十九年四月一日前に開催された自転車競走等の勝者投票券等の売上金については、第一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 自転車競走等が昭和二十九年三月と同年四月とにまたがって開催されたときは、該当自転車競走等に係る国庫納付金の金額は、同年三月三十一日までの期間に対応する部分の金額とし、第一条第二項の規定により自転車振興会連合会

等に納入すべき金額は、同年四月一日以後の期間に対応する部分の金額とする。

5 この法律は、昭和三十年三月三十一日にその効力を失う。但し、その時までにした行為に対する罰則の適用については、その時以後もなおその効力を有する。

6 この法律失効の際、自転車振興会連合会等に属する第二条第一項の業務に係る資産及び負債は、国に帰属する。

7 自転車競走法の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「目的とする法人であつて、を「目的とし」に改め、第二項を次のように改める。

2 すべての自転車振興会は、一個の自転車振興会連合会を設立し、若しくはこれに加入し、その会員となるものとする。

第十一条第二項の次に次の一項を加える。

3 自転車振興会連合会は、競輪場、審判員、選手及び使用自転車の種類、規格の登録及び検定を行い、その他競輪の実施を効果的に統制するとともに自転車に関する事項の振興を図ることを目的とする。

第十二条を次のように改める。

第十二条 自転車振興会及び自転車振興会連合会は、民法第三十四条の規定により設立される法人とする。

8 この法律施行の際、現に存する自転車振興会及び自転車振興会連合会は、この法律施行の日に民法第三十四条の規定により設立される法人となつたものとみなす。

9 小型自動車競走法の一部を次のように改正する。

第七條の次に次の一条を加える。

(小型自動車競走の開催)

第七條の二 小型自動車競走施行者は、左の各号に掲げる事項につき省令で定める範囲をこえて小型自動車競走を開催することができない。

一 小型自動車競走場当りの年間開催回数

二 小型自動車競走施行者当りの年間開催回数

三 一回の開催回数

四 一日の競走回数

2 通商産業大臣は、小型自動車競走施行者間における小型自動車競走開催の日取その他小型自動車競走の調整に関し、必要な指示をすることができ。

四 一日の小型自動車競走開催回数

2 通商産業大臣は、小型自動車競走施行者間における小型自動車競走開催の日取その他小型自動車競走の調整に関し、必要な指示をすることができ。

10 モーターボート競走法の一部を次のように改正する。

第六條の次に次の一条を加える。

(競走の開催)

第六條の二 施行者は、左の各号に掲げる事項につき運輸省令で定める範囲をこえて競走を開催することができない。

一 競走場当りの年間及び月間開催回数

二 一施行者当りの年間及び月間開催回数

三 一回の開催回数

四 一日の競走回数

2 運輸大臣は、施行者に対して、各施行者間における競走開催の日取その他競走の調整に関し、必要な指示をすることができ。

第八條第一項中「五十円又は百円」を「十円」に、同条第二項中「勝舟投票券十枚分」を「勝舟投票券十枚分又は百枚分」に改める。

11 補助金等の臨時特例等に関する法律(昭和二十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第四章 罰則

第十六條及び第十七條 罰則

第十九條を次のように改める。

附則中第四項を削り、第五項を第四項とする。

別表

売上金の額	自転車振興会連合会等に納入すべき金額
六千万円以上 八千万円未満	売上金の額の百分の一但し、売上金の額の百分の九十六が六千万円未満となるときは、当該売上金の額と六千万円との差額の百分の二十五
八千万円以上 一億円未満	売上金の額の百分の一・三但し、売上金の額の百分の九十四・八が七千六百八十万円未満となるときは、当該売上金の額と七千六百八十万円との差額の百分の二十五
一億円以上 二億円未満	売上金の額の百分の一・五但し、売上金の額の百分の九十四・四が九千四百八十万円未満となるときは、当該売上金の額と九千四百八十万円との差額の百分の二十五
二億円以上	売上金の額の百分の一・七但し、売上金の額の百分の九十三・二が一億八千八百四十万円未満となるときは、当該売上金の額と一億八千八百四十万円との差額の百分の二十五

自転車競走法等の臨時特例に関する法律案(大西順夫君外十六名提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔福田一君登壇〕

○福田一君 たい、ま議題となりまして小型自動車競走法の一部を改正する法律案について、通商産業委員会における審議の経過並びに結果を概要御報告申し上げます。

現行法は、制定以来その施行運用に逐次修正を加えて参つたものであります。最近の競走実施の実情にかんがみ、他の類似競技との間における不均衡を是正し、あわせて小型自動車競走固有の欠陥を除去する必要があると参りました。以上が提案の理由であります。

次に改正の要点を申し上げます。

第一に、施行者は都道府県及び五大都市に限られていたのを、東京都においては、都のすべての特別区の組織する組合と、同一区域内に小型自動車競走場が存在する市町村とが同じく施行者となり得ることとしたのであります。

第二に、現行法において、勝車投票の的中者に対する払いもし金は勝車投票券の売上金の額の百分の七十五に相当する金額となつていますが、払いもし金の額が勝車投票券の額面金額に満たない場合においても、その払いもし金の額を額面金額と規定したことあります。

第三として、罰則について、他の類似競技との均衡を考慮し、若干の改正を加えるとともに、いわゆるのみ屋の取締りに関し罰則を加えたことあります。

本案は、自由党川島正次郎君外十四名より提出せられ、三月三十日当委員会に付託となりました。従いまして、四月二十二日提案理由を代表して川島正次郎君より提案の理由を聴取したのであります。五月十一日、十三日の二回にわたり質疑を行つたのであります。その内容は会議録に譲ります。

質疑終了後、討論を省略し採決いたしましたところ、総員をもつて可決した次第であります。

次に、自転車競走法等の臨時特例に関する法律案について概要御報告申し上げます。

御承知のごとく、自転車競走法、小型自動車競走法並びにモーターボート競走法は、それら自動車、自動車、モーターボート各工業等の振興と、地方財政に寄与することを目的としておるのであります。しかるに、今年度の予算の性格にかんがみ、今年度に限り国庫納付金が停止され、これに伴いまして各産業振興費が予算面に計上されておらないのであります。しかしながら、自転車競走法等の趣旨にのつとめまして、当然産業振興費を支出することは絶対に必要なこととあります。以上が本案の趣旨であります。

次に、本案の主要な点について申し上げます。

昭和二十九年五月十八日 衆議院會議録第五十一号 酪農振興法案

この法律は、従来の国庫納入金にかわるべき納入金の制度を臨時に設け、これを財源として、わが国機械工業のうち、輸出機械工業部門、重要部品製造部門、機械工業の基礎工業部門における中小機械工業の設備の近代化、生産技術の向上、機械輸出の伸張その他機械工業の振興をはかるため必要な経費に充てることとするものであります。

次に、納入金の受入れ機関として、自転車振興会連合会、小型自動車販売会連合会、全国モーターボート競走会連合会を指定したのであります。が、この納入金の公的性格にかんがみ、その用途については一切主務大臣の定める計画及び指示に従つて行わせるとともに、実務の取扱いは商工組合中央金庫に委託することとしたのであります。

さらに、この法律の有効期限を昭和三十年三月三十一日までとし、その期間終了時における自転車振興会連合会等の資産及び負債は、これを國に帰属することとしたのであります。これは、すでに本院を通過しました補助金等の臨時特例に関する法律により、国庫納入金の停止期間が昭和三十年三月三十一日までとなつてゐることに対応したものであります。

本案は自由党大西順夫君外十六名より提出せられたのでありますが、四月二十四日当委員会に付託せられ、四月

二十七日提案者を代表し自由党福田一君より提案の理由を陳取した次第であります。四月二十八日質疑に入り、五月十一日、十三日と三日間熱心な質疑応答が提案者並びに政府委員と当委員の間に行われました。その内容については會議録を御参照願うこととします。

十三日、質疑終了後討論に付しましたところ、社会党を代表し永井勝次郎君より反対の意見が陳述されたのであります。討論を終り即刻採決に入り、多数をもつて可決した次第であります。

採決後、社会党加藤繁雄君より本案に対する附帯決議が提案されたので、附帯決議につき採決しましたところ、多数をもつて可決したのであります。内容は會議録に譲ります。

右、簡單であります。御報告いたします。(拍手)

○議長(堤康次郎君) ます、日程第三につき採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、日程第四につき採決いたします。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第五 酪農振興法案(内閣提出)

○議長(堤康次郎君) 日程第五、酪農振興法案を議題といたします。委員長報告を求めます。農林委員長井出太郎君。

酪農振興法案

酪農振興法

目次

第一章 総則(第一条、第二条)

第二章 集約酪農地域

第一節 集約酪農地域の指定(第三条、第八条)

第二節 集約酪農地域における草地の利用(第九条、第十一条)

第三節 集約酪農地域における集乳事業及び乳業(第十二条、第十五条)

第三章 生乳等の取引(第十六条、第二十一条)

第四章 雑則(第二十二条)

第五章 罰則(第二十三条、第二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、酪農の合理的な発展の条件を整備するための集約酪農地域の制度及び生乳等の取引の公正を図るための措置を定め、もつて酪農振興の基盤を確立することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「生乳」とは、しぼつたままの牛乳(次項の省令で定める方法による処理を完了していない牛乳を含む。)をいふ。

2 この法律において「集乳事業」とは、生乳を集荷する事業をいふ。

「乳業」とは、生乳を省令で定める方法による処理をして飲用牛乳とする事業及び脱脂乳、クリーム、バター、チーズ、れん乳、粉乳又は政令で定めるその他の乳製品を製造する事業をいふ。

第二章 集約酪農地域

第一節 集約酪農地域の指定

第三条 農林大臣は、その区域内の農業の発達を図るため酪農を振興することが必要と認められる一定の区域を、その区域を管轄する都道府県知事の申請に基づき、集約酪農地域として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の申請をするには、同項の指定を受けようとする区域につき、省令で定める手続に従い、左に掲げる事項について酪農振興計画を定め、これを

八八〇

申請書に添えて、農林大臣に提出しなければならない。

一 乳牛の飼養頭数の増加に関するもの。

二 飼料の自給度の向上に関するもの。

三 集乳事業及び乳業の合理化に関するもの。

四 その他政令で定める事項

3 第二項の規定による指定は、その区域が合理的な酪農経営の成立のために必要な左に掲げる要件を備え、且つ、前項の酪農振興計画がその区域における酪農の振興の方法として適當であると認められる場合でなければ、してはならない。

一 その区域における農用地の利用状況、農業労働条件その他乳牛の飼養に関する条件が、政令で定める基準に適合するものであること。

二 その区域における輸送条件その他その区域内で生産される生乳についての集乳事業及び乳業の成立のための条件が、政令で定める基準に適合するものであること。

(集約酪農地域の区域の変更)
第四条 農林大臣は、都道府県知事の申請に基づき、集約酪農地域の区域を変更することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(酪農振興計画の変更)

第五條 都道府県知事は、第三條第二項の酪農振興計画を変更しようとするときは、省令で定める手続に従ひ、農林大臣の承認を受けなければならない。

(指定の解除)

第六條 農林大臣は、集約酪農地域が第三條第三項に掲げる要件を欠くに至つたときは、集約酪農地域の指定を解除しなければならない。

2 農林大臣は、集約酪農地域について第三條第二項の酪農振興計画を達成することができないと認められるときは、都道府県知事の意見を聞き、集約酪農地域の指定を解除することができる。

(指定の告示等)
第七條 第三條第一項の指定、第四條第一項の区域の変更又は前条の指定の解除は、告示してしなければならない。

2 第三條第一項の規定による集約酪農地域の指定があつたときは、都道府県知事は、当該集約酪農地域についての酪農振興計画の概要を公告しなければならない。当該酪農振興計画を変更した場合におけるその変更の概要についてもまた同様とする。

(助成)
第八條 国は、毎年度、予算の範囲内において、都道府県に対し、第

三條第二項の酪農振興計画を実施するために必要な経費を補助することが出来る。

2 国は、第三條第二項の酪農振興計画を実施するために必要な資金の融通のあつ、旋その他の必要な奨励措置を講ずるよう努めるものとする。

第二節 集約酪農地域における草地の利用
(草地改良計画)
第九條 都道府県知事は、酪農振興計画に基づき、毎年度、省令の定めるところにより、その計画に係る集約酪農地域の区域内にある草地(農地以外の土地で主として養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ)について、当該年度における改良予定面積、改良の方法その他草地の改良又は保全に關し必要な事項についての市町村別の計画を定め、これを公表しなければならない。

(都道府県又は市町村の行う草地改良事業)
第十條 都道府県又は市町村は、前条の規定により定められた計画を達成するため必要があるときは、その区域内にある草地につき左に掲げる事業(以下「草地改良事業」という)を行うことができる。

一 かんがい排水施設、牧道その他草地の保全又は利用上必要な施設の施設又は変更
二 草種及び草生の改良
三 その他草地の改良又は保全のため必要な事業
2 都道府県知事は、市町村長は、草地改良事業を行うものとするときは、あらかじめ、一定の地域を定め、その地域について行うべき草地改良事業計画その他必要な事項を定めてその地域内にある草地の所有者及び当該草地につき地上権、永小作権、賃権、貸借権又は政令で定める使用収益の権利を有する者に通知し、その同意を得なければならない。

3 前項の通知を受けた者が通知を受けた日から二十日以内に、都道府県知事又は市町村長に対し、その所有し、又は使用収益する草地について同項の通知に係る草地改良事業を実施することに同意しない旨の書面による申出をしない場合は、その者は、当該期間の満了の時に、その実施に同意したものとみなす。

4 第二項の草地改良事業計画に係る草地の一部について前項の同意しない旨の申出があつた場合において、その申出に係る草地を除いてもその草地改良事業計画の実施に重大な支障がないときは、都道府県又は市町村は、その草地を除く第二項の地域内の草地について、当該草地改良事業計画に基づく草地改良事業を行うことができる。

5 都道府県又は市町村が行つた草地改良事業により主として施設の維持管理に關し必要な事項については、条例の定めるところによる。

6 第二項から前項までの規定は、都道府県又は市町村が集約酪農地域の区域内にある草地又はその保全若しくは利用上必要な施設につき災害復旧事業を行う場合に準用する。(草地の形質変更の届出)
第十一條 集約酪農地域の区域内にある草地につき政令で定める開かん、造林その他の行為をしようとする者は、省令で定める手続に従ひ、都道府県知事に届け出なければならない。

第三節 集約酪農地域における集乳事業及び乳業
(酪農事業施設の設置)
第十二條 集約酪農地域の区域内において、集乳事業施設又は乳業施設で政令で定めるもの(以下「酪農事業施設」という)を新たに設置しようとする者は、省令で定める手続に従ひ、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の承認の申請が左に掲げる要件に適合しているとき、同項の承認をしなければならない。

一 当該酪農事業施設の設置場所が集乳事業又は乳業の合理的な経営に適する立地条件を備えていること。

二 当該酪農事業施設が効率的であり、且つ、その能力が当該集約酪農地域における生乳の供給量に應ずることが出来るものであること。

三 当該酪農事業施設の設置によつて当該集約酪農地域の全部又は一部につき酪農事業施設が著しく過剰とならないこと。

四 その他当該酪農事業施設の設置が当該集約酪農地域についての酪農振興計画に適合するものであること。

(酪農事業施設の届出)
第十三條 第三條第一項の規定による集約酪農地域の指定があつた場合において、その指定の期限にその区域内において酪農事業施設を設置している者は、その指定があつた日から三十日以内に、省令の定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

(酪農事業施設の変更)
第十四條 集約酪農地域の区域内に設置されている酪農事業施設につき省令で定める変更をしようとする者は、省令で定める手続に従ひ、

昭和二十九年五月十八日 衆議院會議第五十一号 酪農振興法案

都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 第十二条第二項の規定は、前項の承認について準用する。

(集乳事業又は乳業の開始等)

第十五条 集約酪農地域の区域内に設置されている酪農事業施設につき集乳事業若しくは乳業を開始し、又は当該施設の一部若しくは一部につき集乳事業若しくは乳業を廃止し、若しくは省令で定める一定期間以上継続して休止する者は、省令で定める手続に従い、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第三章 生乳等の取引

(契約の文書化)

第十六条 集乳事業又は乳業を行う者に生乳、脱脂乳又はクリーム(以下「生乳等」という。)を継続して供給することを目的とする生乳等の販売に関する契約(以下「生乳等取引契約」という。)については、当事者は、書面によりその存続期間、生乳等の売買価格及び数量、生乳等及びその代金の受渡の方法その他その契約並びにこれに附随する契約の内容を明らかにしなければならない。

2 生乳等取引契約を結び、又はこれを変更した場合には、当事者は、前項の書面の写(変更の場合には、変更に係る部分の写)を、

3 省令の定めるところにより、都道府県知事に提出しなければならない。但し、集乳事業又は乳業を行う農業協同組合とその組合員たる生乳の生産者との結ぶ生乳等取引契約については、この限りでない。

3 都道府県知事は、前項の規定による書面の提出があつた場合において、生乳等の取引の公正を確保するため必要があると認めるときは、当該契約の当事者に対し、その内容を改善すべきことを勧告することができる。

(都道府県知事の行うあつ旋)

第十七条 生乳等取引契約につき紛争が生じたときは、当事者の双方又は一方は、政令の定めるところにより、手数料を都道府県に納付して、都道府県知事に対し、あつ旋を申請することができる。

第十八条 都道府県知事は、前条のあつ旋を、あつ旋委員により行わせなければならない。

2 あつ旋委員は、都道府県知事が、事件ごとに、第一号に掲げる者の中から各一人及び第二号に掲げる者の中から一人以上を指名する。

一 各当事者の推薦した者
二 学識経験を有する者の中から
都道府県知事が毎年前もつて委嘱したあつ旋委員候補者

3 前項第一号に掲げる者の中から指名されたあつ旋委員に要する費用は、政令の定めるところにより、当事者の負担とする。

第十九条 あつ旋委員は、当事者の意見を聞いてその事件の解決に必要な協定案を作成し、これを当事者に示してその受諾を勧告するものとする。

2 当事者は、前項の協定案を受諾したときは、協定書を作成し、その双方が署名押印した上、これをあつ旋委員に提出しなければならない。

第二十条 あつ旋委員は、あつ旋が終了したとき、又はあつ旋が成功する見込がないためこれを打ち切つたときは、その経過及び結果を都道府県知事に報告しなければならない。

第二十一条 都道府県知事は、当事者の一方又は双方が第十九条第一項の協定案を受諾することを拒否した場合において、生乳等の公正な取引を促進するため必要があると認めるときは、当事者の秘密を除き、あつ旋の経過及び協定案を公表することができる。

第四章 雑則

(報告)
第二十二条 農林大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があるときは、生乳の生産者

又は集乳事業若しくは乳業を行う者から必要な報告を求めることができる。

第五章 罰則

第二十三条 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十二条第一項の規定による承認を受けずに酪農事業施設を新たに設置した者

二 第十四条第一項の規定による承認を受けずに酪農事業施設につき同項の省令で定める変更をした者

第二十四条 第二十二條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の過料に処する。

第二十五条 第十一条、第十三条又は第十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

この法律の施行期日は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において、政令で定める。

酪農振興法案に対する修正案

酪農振興法案に対する修正

酪農振興法案の一部を次のように修正する。

目次中「集約酪農地域における草地の利用」を「集約酪農地域における自給飼料の生産のための農用地の利用」に改める。

用は、「集乳事業及び乳業」を「集乳施設及び乳業施設」に、「(第二十二條)」を「(第二十二條、第二十三條)」に、「(第二十三條、第二十五條)」を「(第二十四條、第二十六條)」に改める。

第一條中「措置を定め、もつて酪農振興の基盤を確立すること」を「措置を定めることによつて酪農振興の基盤を確立し、もつて酪農の急速な普及発達及び農業経営の安定に資すること」に改める。

第二條第二項中「集乳事業」とは、生乳を集荷する事業をいい、「を削る」。

第三條第二項第三号中「集乳事業」を「生乳の生産者の共同集乳組織の整備」に、同条第三項中「前項を」を「共同集乳組織」に改め、同項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、前項の酪農振興計画を定め、又は変更しようとするときは、省令で定める手続に従い、その区域内にある市町村、農業協同組合及び農業協同組合連合会並びにその区域内において乳業を行う者の意見を聞かなければならない。

第四條第二項及び第六條第一項中「第三項」を「第四項」に改める。

「第二節 集約酪農地域における草地の利用」を「第二節 集約酪農地

域における自給飼料の生産のための農用地の利用」に改める。

第九条中見出しを「(自給飼料増産計画)に、同条中「草地(農地以外の土地で主として養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ)について、当該年度における改良予定面積、改良の方法その他草地の改良又は保全」を農用地について、当該年度における飼料作物の作付予定面積その他その生産に關し必要な事項並びに草地(主として家畜の放牧又はその飼料若しくは敷料の採取の目的に供される土地をいう。以下同じ)の改良予定面積及び改良の方法その他草地の改良又は保全」に改める。

第十条第二項中「使用収益の権利を有する者」の下に「並びに草地改良事業計画が前項第一号の事業を含む場合に於てはその地域の全部又は一部を地区として土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の規定に基づき設立された土地改良区又は土地改良区連合」を、同条第三項中「使用収益する草地」の下に「(土地改良区又は土地改良区連合に於てはその地区に屬する草地)」を加える。

「第三節 集約酪農地域における集乳事業及び乳業」を第三節 集約酪農地域における集乳施設及び乳業施設」に改める。

第十二条第一項中「集乳事業施設」を「集乳施設に、同条第二項第一号中「集乳事業又は乳業」を「その事業」に改める。

第十五条中見出しを「(事業の開始等)に、集乳事業若しくは乳業」を「その事業」に改める。

第十六条第一項中「集乳事業又は乳業を行う者」を、同条第二項但書中「集乳事業又は乳業を行う」を削る。

第十七条中「手数料を都道府県に納付して、」を削る。

第十八条第二項第二号中「あつ、旋委員候補者」を「公益を代表するあつ、旋委員候補者」に改め、同条第三項を削る。

第十九条第二項中「前項を「第一項」に改め、同項を第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 あつ、旋委員は、前項の協定案を作成することが著しく困難であるときは、省令で定める手続に従い、農林大臣に対し、助言、資料の提示その他必要な協力を求めることができる。

3 農林大臣は、前項の請求に係る協力をする場合において必要があるときは、酪農審議会の専門委員の中から適当な者を指名し、その者にその事務を行わせることができる。

第二十一条中「当事者の秘密を除き」を削る。

第二十三条を第二十四条とし、以下一条ずつ繰り下げ、第四章中第二十二條の次に次の一條を加える。

(酪農審議会)
第二十三条 農林省に酪農審議会(以下「審議会」という)を置く。

2 審議会は、酪農振興に關する重要事項について、農林大臣の諮問に應じて答申し、又は農林大臣に建議することができる。

3 審議会は、委員十二人以内で組織する。

4 委員は、左に掲げる者につき、農林大臣が任命する。

一 生乳の生産者の団体を代表する者 二人以内
二 乳業を行う者の団体を代表する者 二人以内
三 学識経験を有する者 八人以内

5 審議会に会長を置く。
6 会長は、委員の互選により選任する。
7 会長は、会務を總理し、審議会を代表する。

第三十四条第一項の表中
「畑地農業改良促進法(昭和二十八年法律第二百五号)の進行策審議会」 規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
「畑地農業改良促進法(昭和二十八年法律第二百五号)の規進行策審議会」 規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
酪農振興法(昭和二十九年法律第一号)により酪農振興に關する重要事項を調査審議すること。

8 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

9 専門の事項を調査させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。専門委員は、学識経験を有する者の中から審議会の推薦に基いて農林大臣が任命する。

10 委員及び専門委員は、非常勤とする。

11 前各項に規定するものを除く外、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

附則を次のように改める。
1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内で、政令で定める。但し、第十九条第三項、第二十三条及び次項の規定は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内で、政令で定める。

2 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

酪農振興法案(内閣提出)に關する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

〔井出一太郎君登壇〕
○井出一太郎君 たいさく議題と相なりました。内閣提出、酪農振興法案につきまして、農林委員会におきまして審議の経過並びに結果の概要を御報告いたします。

現下におきますわが国農業の最大課題は、食糧生産、なかんずく動物性蛋白質給源の増強と農業経営の安定向上をはかることに存するのであります。これがためには畜農業の振興をはかることが特に必要であります。この目的を達成するため、昨昭和二十八年、第十六国会に畜農業創設特別措置法を成立せしめ、これにより酪農を初め一般畜農業の発展向上に寄与いたして参りましたが、特に酪農の発展は顯著でありまして、現在乳牛頭数三十数万頭、牛乳生産高三百五十万石を越え、戦前を凌駕するに至りましたことは、日本農業の発展上御同慶にたえないところであります。しかしながら、酪農の今後の発展につきましても必ずしも樂觀し得ないものがあります。すなわち、乳牛飼養農家の飼料基盤が弱く、購入飼料に対する依存度が高いこと、乳牛の飼養密度が稀薄でありまして、集乳費が非常に高く、またこれが処理加工をいたします工場も小規模かつ濫立いたして

昭和二十九年五月十八日 衆議院會議第五十一号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准に
ついて承認を求めるの件外二件

八八四

おります関係上非能事であり、従つて中間経費が高くなる等の諸点が悪条件としてあげられるのであります。しかも、他方、酪農振興の要請はいくく高まりつつあります現状にかんがみまして、この際、これら諸悪条件をすみやかに除去いたし、酪農振興の基本方向を明示いたし、もつて豊富低廉なる牛乳、乳製品を供給し得る差盤を整備いたしますとともに、農業経営の安定向上にも資したい目的をもつて本法案を提出したのであります。

次に、本法案の要旨を申し上げますと、第一点は、集約酪農地域の建設であります。自然的、経済的条件等が酪農に適する地域を選定いたし、これを乳牛の飼養密度が高く、合理的に酪農を経営し得られる地域に育成しまして、飲用牛乳または乳製品原料乳の供給地域としたとすのであります。なお、政府は、昨年以降ジャージー種の乳牛を輸入いたし、これをもつて乳製品原料乳地帯としての高度集約酪農地域の建設を行つて来ておるのでありますが、今後はホルスタイン種の乳牛につきましても同様の措置を行うことといたしました。その他、草地の改良を行い、また牛乳の集荷処理加工施設に対する濫立防止等の措置を講ずることとしたのであります。

第二点は、牛乳の取引について公正化を期したことであり、すなわち、生乳等の取引契約につきましては、当事者は、その存続期間、生乳等の売買価格及び数量、生乳等及びその代金の受渡しの方法その他の契約事項の内容を文書化し、さらにこれら生乳等取引契約について紛争を生じた場合には都道府県知事にあつてせんを申請し、知事はあつせん委員を指名して公正かつすみやかに紛争を処理し得ることとしたのであります。

以上の二点が本法案の要旨でございます。

本法案は去る四月十七日提出、同日本農林委員会に付託となり、提案理由の説明聴取の上審査に付し、爾来五回にわたる委員会におきまして、関係政府当局の出席を求め、必要な資料も十分提出いたさせまして、あらゆる角度から慎重なる検討を加え、この間各委員から活発なる御発言がございましたが、詳細は会議録に譲りたいと存じます。

これらの質疑は去る十二日をもちまして終局いたし、次いで十五日、川俣委員から修正案が提出せられました。その要旨は、第一に、第一条の目的につき、酪農振興と農業経営一般との関連を明確にいたし、第二に、酪農振興計画の策定にあつては市町村及び農業協同組合等の意見を反映させること、第三に、集約酪農地域において合理的な酪農経営を行いますために、原案の草地偏重の傾向を是正いたし、

草地のみならず耕地についても自給飼料増産の措置を行うようにしたこと、第四に、都道府県が生乳等の取引の紛争につきあつせんを行う場合、農林大臣の協力を求め得るようになしたのでございまして、なお、それとともに、あつせん申請に要する手数料を免除いたすことにしました。第五に、酪農審議会を設けて運用の適正を期することといたしましたこと等の点であります。

次いで、討論を省略、採決に入り、まず修正案について採決の結果、全会一致をもつて可決、次に修正部分を除く原案について採決いたし、これまた全会一致をもつて可決、よつて本法案は修正案のごとく修正議決すべきものと決した次第であります。

次いで、足 equal 委員より本法案に対する附帯決議が提出せられました。その内容は、酪農振興のために総合的基本計画の策定をなすべきこと、また集約酪農地域以外の有畜農家創設事業の進展についても遅滞せしむることのないように留意すべきであること等、八項目にわたるものでございしますが、詳細は速記録に譲ります。この附帯決議について採決の結果、これまた全会一致をもつて可決いたしました。

以上御報告を終ります。(拍手)

○議長(堤隆次郎君) 採決いたしました。本案の委員長長の報告は修正であります。

す。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(堤隆次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

第六 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めるの件

第七 遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めるの件

第八 外務省関係法律の整理に関する法律案(内閣提出)

○議長(堤隆次郎君) 日程第六、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めるの件、日程第七、遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めるの件、日程第八、外務省関係法律の整理に関する法律案、右三件を一括して議題といたします。委員長長の報告を求めます。外務委員会理事野田町一君。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求め。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、所得に対する租税に関して二重課税を回避し、脱税を防止するための条約を締結することを希望して、そのため、次のとおりそれぞれの全権委員を任命した。

日本国政府
アメリカ合衆国駐在日本国特命全権大使 井口 貞夫

アメリカ合衆国政府
アメリカ合衆国國務長官代理
ウォルター・ペデル・スミス

これらの全権委員は、互にその全権委任状を示し、それが良好妥當であると認められた後、次の諸条を協定した。

第一条

- (1) この条約にいう租税は、次のものとする。
- (a) アメリカ合衆国については、連邦所得税（附加税を含む）。
- (b) 日本国については、所得税及び法人税。
- (2) この条約は、所得又は利得に対する他の租税で、本条(1)に掲げる租税と実質的に同様の性質を有し、且つ、この条約の署名の日の後にいずれの一方の締約国によつて課せられるものについても、適用する。

第二条

- (1) この条約において、
- (a) 「合衆国」とは、アメリカ合衆国をいい、地理の意味で用いる場合には、アメリカ合衆国の諸州、アラスカ準州、ハワイ準州及びデイストリクト・オヴ・コロンビアをいう。
- (b) 「日本国」とは、地理の意味で用いる場合には、第一条(1)(b)に掲げる租税に関する法令が施行されるすべての領域をいう。
- (c) 「恒久的施設」とは、事務所、工場、作業場、支店、倉庫その他事業を行う一定の場所をいう。但し、偶発的且つ一時的に使用される単なる貯蔵施設を含まない。また、代理店で、代理人が企業のために契約を協議し及び締結する包括的権限を有し、且つ、これを常習的に行使するもの又は企業のために通常注文に応ずるに足る在庫品を有するものは、恒久的施設に含まれる。一方の締約国の企業は、純然たる間接、仲立人、代理人その他独立の代理人でこれらの者としての本来の業務を通常の方法で行うものを通じて他方の締約国内で事業活動を行つたという理由のみでは、他方の締約国内に恒久的施設を有するものとはされない。一方の締約国の企業が物品又は商品をもつばら自己のために購入する事業を行う一定の場所を他方の締約国内に保有しているという事実のみでは、その場所は、その企業の恒久的施設とはならない。一方の締約国の法人が他方の締約国の法人又は他方の締約国内で営業若しくは事業に従事する法人を支配しているという事実のみでは、その支配されている法人は、当該一方の締約国の法人の恒久的施設とはならない。
- (d) 「一方の締約国の企業」とは、場合に依り、日本の企業又は合衆国の企業をいう。
- (e) 「合衆国の企業」とは、合衆国内に居住する者（個人、受託者

及び組合を含む。）又は合衆国の法人その他の団体が合衆国内で営む産業上又は商業上の企業又は事業をいい、「合衆国の法人その他の団体」とは、合衆国の法令又は合衆国のいずれかの州若しくは準州の法令に基いて設立され、又は組織された法人その他の団体をいう。

(f) 「日本の企業」とは、日本国内に居住する個人又は日本の法人その他の団体が日本国内で営む産業上又は商業上の企業又は事業をいい、「日本の法人その他の団体」とは、日本国の法令に基いて設立され、又は組織された法人又は組合その他の法人格のない団体をいう。

(g) 「租税」とは、文脈により、第一条(1)(a)又は(b)に掲げる租税をいう。

(h) 「権限のある当局」とは、日本国については大蔵大臣又は大蔵大臣が権限を与えた代理者をいい、合衆国については財務長官が権限を与えた内閣歳入局長官をいう。

(i) 「産業上又は商業上の利得」とは、製造業、商業、農業、漁業、鉱業、金融業及び保険業の利得を含み、配当、利息、貸付料、使用料又は人的役務の報酬

として取得する所得を含まないとする。

(2) いずれの一方の締約国がこの条約の規定を適用する場合にも、特に定義されていない用語の意義は、文脈により別に解釈すべき場合を除く外、自国の租税に関する法令における解釈によるものとする。

第三条

- (1) 一方の締約国の企業は、他方の締約国内に恒久的施設を有しない限り、その企業の産業上又は商業上の利得について当該他方の締約国の租税を課せられない。一方の締約国の企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該他方の締約国は、自国内の源泉から生ずるその企業的全所得に対して租税を課することができる。
- (2) 一方の締約国が租税を決定するに際しては、他方の締約国の企業が当該一方の締約国内で単に購入したに過ぎない商品については、所得の計算上考慮しないものとする。

(3) 一方の締約国の企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合に、その恒久的施設が独立の企業として同一又は同様の条件で同一又は同様の活動を行い、且つ、独立の立場でその恒久的施設を有する企業と取引を行つたと仮定した場合に取得しうべき産業上又は商業上の利得が、その恒久的施設に帰せられるものとする。

(4) 恒久的施設の産業上又は商業上の利得を決定するに際しては、経営及び一般管理費を含むすべての費用でその恒久的施設に合理的に配分することができるものは、その生じた場所のい、かんを問わず、経費に算入することを認めるものとする。

(5) 両締約国の権限のある当局は、この条約の他の規定と矛盾しない範囲内で、産業上又は商業上の利得の配分に関する細目を取りきめることができる。

第四条

一方の締約国の企業が、他方の締約国の企業の経営又は資金構成に参加していることにより、当該他方の締約国の企業に対し、商業上又は資金上の関係において、独立の企業に対して設けられるべき条件と異なる条件を設け又は課している場合には、それらの企業の一に通常配分されるべき利得で前記の条件のために配分されなかつたものは、その企業の利得に算入して課税することができる。

第五条

(1) この条約の第三条及び第四条の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が

昭和二十九年五月十八日 衆議院會議録第五十二号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び租税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准に

八八六

(a) 当該締約国又は

(b) (A) 当該締約国の企業及び (B) 他方の締約国の企業の内、いずれに對してもそれぞれの本国に登録されている船舶若しくは航空機の運用から生ずる所得に対する租税を免除する第三国に登録されている船舶又は航空機の運用によつて取得する所得は、當該他方の締約国の租税を免除される。

(2) この条約は、千九百二十六年三月三十一日付及び千九百二十六年六月八日付でワシントンにおいて交換された公文によつて効力を生じた船舶所得に対する二重課税の回避に関する日本国政府と合衆国政府との間の取極に影響を及ぼすものと解してはならない。

第六条

一方の締約国内に恒久的施設を有しない他方の締約国の居住者又は法人その他の団体が當該一方の締約国内の源泉から取得する債券、証券、利付証券、社債その他のすべての種類の債権（不動産によつて担保される債権又は債券を含む。）の利子に對して當該一方の締約国が課する租税の税率は、百分の十五をこえてはならない。

第七条

一方の締約国内に恒久的施設を有しない他方の締約国の居住者又は法人その他の団体が當該一方の締約国内の源泉から取得する債券、証券、利付証券、社債その他のすべての種類の債権（不動産によつて担保される債権又は債券を含む。）の利子に對して當該一方の締約国が課する租税の税率は、百分の十五をこえてはならない。

人その他の団体が當該一方の締約国内の源泉から著作権、芸術上又は學術上の著作物、特許権、意匠権、秘密工程又は秘密方式、商標権その他これらに類する財産を使用する権利の対価として取得する使用料その他の料金（映画フィルム又は産業上、商業上若しくは學術上の設備の使用に關して取得する貸貸料及びこれに類する収入金を含む。）に對して當該一方の締約国が課する租税の税率は、百分の十五をこえてはならない。

(a) 一方の締約国の居住者又は法人その他の団体が、
(b) 他方の締約国内にある不動産から生ずる所得（不動産の売却又は交換によつて生ずる収益を含む、不動産によつて担保される債権又は債券から生ずる利子を含む。）又は
(c) 他方の締約国内にある鉱山、採石場その他天然資源の運用に關する使用料
を取得するものは、いずれの課税年度についても、自己がその課税年度を通じて他方の締約国内に恒久的施設を有していたものと仮定して、當該他方の締約国の租税を純所得を基礎として課せられることを選択することができる。

第八条

一方の締約国の居住者又は法人その他の団体が、
(a) 他方の締約国内にある不動産から生ずる所得（不動産の売却又は交換によつて生ずる収益を含む、不動産によつて担保される債権又は債券から生ずる利子を含む。）又は
(b) 他方の締約国内にある鉱山、採石場その他天然資源の運用に關する使用料
を取得するものは、いずれの課税年度についても、自己がその課税年度を通じて他方の締約国内に恒久的施設を有していたものと仮定して、當該他方の締約国の租税を純所得を基礎として課せられることを選択することができる。

第九条

一方の締約国の居住者が他方の締約国内にいずれかの課税年度の同一時に滞在して行つた労働又は人的役務（自由職業の業務を含む。）に對して報酬を取得する場合において、その滞在期間及び報酬が次の条件のいずれかに該当するときは、その報酬は、當該他方の締約国の租税を免除される。
(a) 滞在期間が當該課税年度を通じて合計百八十日をこえず、且つ、その報酬が當該一方の締約国の居住者又は法人その他の団体の役員又は被用者として行つた労働又は人的役務について得たものであること。
(b) 滞在期間が當該課税年度を通じて合計九十日をこえず、且つ、その報酬が三千合衆国ドル又はこの額を當該報酬の取得の時に對する公定の基準外国為替相場で日本円に換算した額をこえないこと。

(1) (a) 合衆国の市民たる個人（永住のため日本国に入国する上を許可された者を除く。）に對して合衆国が支払う給料、賃金及びこれらに類する報酬は、日本国の租税を免除される。
(b) 日本国の国民たる個人（永住のため合衆国に入国することの許可された者を除く。）に對して

第十条

(1) (a) 合衆国の市民たる個人（永住のため日本国に入国する上を許可された者を除く。）に對して合衆国が支払う給料、賃金及びこれらに類する報酬は、日本国の租税を免除される。
(b) 日本国の国民たる個人（永住のため合衆国に入国することの許可された者を除く。）に對して

日本国が支払う給料、賃金及びこれらに類する報酬は、合衆国の租税を免除される。

(2) 本条の規定は、いずれか一方の締約国が利得を得る目的で営む營業又は事業に關して行われた役務につき支払われる給料、賃金又はこれらに類する報酬については、適用しない。

第十一条

一方の締約国の居住者で、教授及び教員の交換に關する兩締約国の政府間若しくは兩締約国内の教育施設間の取極に基いて、又は他方の締約国の政府若しくは他方の締約国内の教育施設の招へいによつて、二年をこえない期間當該他方の締約国内の大学、学校その他の教育機関において教育を行うため一時的に當該他方の締約国を訪れるものは、その期間中に行う教育に對する報酬に對して當該他方の締約国の租税を免除される。

第十二条

(1) 一方の締約国の居住者でもつばら他方の締約国内の一般に認められた大学又は学校の学生として當該他方の締約国内に一時的に滞在するものは、海外からの送金（海外にある雇用主からの支払を含む。）に對して當該他方の締約国の租税を免除される。

(2) 一方の締約国の居住者でその締約国の宗教、慈善、學術、文藝又は教育の団体から交付金、手当又は奨励金を受けるものが他方の締約国内に一時的に滞在する場合に、海外からその者に送付されるこれらの交付金、手当又は奨励金（人的役務の対価としての報酬を除く。）は、當該他方の締約国の租税を免除される。

(3) 一方の締約国の居住者でその締約国の企業若しくは本条(2)に掲げる団体の被用者であるもの又はこれらの企業若しくは団体と契約しているものが、もつばら當該企業又は団体以外の者から技術上、専門職業上又は事業上の経験を習得するため一年をこえない期間他方の締約国内に一時的に滞在する場合において、當該期間内にその者の行つた役務に對してこれらの企業又は団体が支払う報酬の金額が年額に換算して六千合衆国ドル又はこの額を當該報酬の取得の時に對する公定の基準外国為替相場で日本円に換算した額をこえないときは、當該期間内にその者の行つた役務に對してこれらの企業又は団体が海外から支払う報酬は、當該他方の締約国の租税を免除される。

第十三条

この条約の適用上、

- (a) 一方の締約国の法人が支払う配当は、その締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱う。
- (b) 一方の締約国(その地方公共団体を含む)又は一方の締約国の企業で他方の締約国内に恒久的施設を有しないものが支払う利子は、当該一方の締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱う。
- (c) 動産の売買によつて取得する収益、利得及び所得は、その動産の売却が行われた国から生じたものとして取り扱う。
- (d) 納税者が一方の締約国内で全部又は一部を製造した物品を他方の締約国内で売却することによつて取得する収益、利得及び所得は、一部分はその製造が行われた国から、一部分はその売却が行われた国から生じたものとして取り扱い、これらの収益、利得及び所得のうちこの条約の他の規定によつて配分することができないものは、その納税者の各締約国における売上高及び資産額に比例して両締約国間に配分する。
- (e) 不動産から生ずる所得(不動産の売却又は交換によつて生ずる収益を含む)、不動産によつて担保される債権又は債券から生ずる利子を含む(及び鉱山、採石場その他天然資源の運用に關する使用料は、当該不動産又は鉱山、採石場その他天然資源がある国から生ずる所得として取り扱う)。
- (f) 労働又は人的役務(自由職業の業務を含む)に対する報酬は、その労働又は人的役務が行われた国の源泉から生ずる所得として取り扱う。
- (g) 特許権、著作権、意匠権、商標権及びこれらに類する財産の一方の締約国内における使用又は使用の権利に対する使用料は、その締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱う。

第十四条

二重課税は、次の方法によつて回避するものとする。

- (a) 合衆国は、自国の市民、居住者又は法人その他の団体に對する租税を決定するに際しては、この条約の他の規定にかかわらず、この条約が効力を生じなかつたものとして、合衆国の課税に關する法令に基いて課税することができ、但し、合衆国は、千九百五十四年一月一日現行の内国歳入法第三百三十一条の規定に従つて、その租税から日本国の租税の額を控除するものとする。前記の内国歳入法第三百三十一条の規定に基いて控除を決定するに際しては、日本国内に恒久的施設を有する合衆国の企業から当該恒久的施設の業務に關する債務について支払を受ける利子は、日本国の法令により日本国内の源泉から生ずる所得として取り扱われる範圍において、日本国内の源泉から生ずる所得として取り扱う。

定するに際しては、日本国内に恒久的施設を有する合衆国の企業から当該恒久的施設の業務に關する債務について支払を受ける利子は、日本国の法令により日本国内の源泉から生ずる所得として取り扱

- (b) 日本国は、自国の居住者又は法人その他の団体に對する租税を決定するに際しては、この条約の他の規定にかかわらず、この条約が効力を生じなかつたものとして、日本国の税法に基いて課税することができ、但し、日本国は、その租税から、合衆国内の源泉から生じた、且つ、両締約国によつて課税された合衆国の租税の額を、日本国の租税の額に当該所得の日本国によつて課税の対象とされた全所得に對する割合を乗じて得た額を限度として、控除するものとする。

- (c) 日本の法人からの配当の受領者で合衆国の市民、居住者又は法人その他の団体のものは、對して各締約国が租税を決定するに際しては、配当の源泉である法人の所得又は利得に對して課せられる日本

国の租税が、日本国の税法上、その配当の受領者に対して課せられたものであるとみなされる限り、

- (i) 合衆国は、前記の受領者が前記の配当についてその配当金額の百分の二十五に相當する額の日本国の租税を支払つたものとみなして、その支払つたものとみなされる日本国の租税の額を本条(a)の規定により自国の租税の額から控除するものとする。但し、当該受領者がその支払つたものとみなされる租税の額を総所得金額に算入する場合に限る。

- (ii) 日本国は、前記の受領者(日本国の居住者又は日本国内に恒久的施設を有する者を除く)が受領する前記の配当について、は、当該配当の源泉である法人の所得又は利得に對して課する租税以外の租税を課さないものとする。

第十五条

- (1) 日本国の法令に基いて組織され、且つ、もっぱら宗教、慈善、學術、文藝又は教育の目的のために運営される団体は、合衆国内歳入法に定める範圍において、且つ、同法に定める条件に従つて、合衆国の租税を免除される。
- (2) 合衆国の法令に基いて組織され、且つ、もっぱら宗教、慈善、學術、文藝又は教育の目的のために運営される団体は、日本国の税法に定める範圍において、且つ、当該税法に定める条件に従つて、日本国の租税を免除される。

第十六条

學術、文藝又は教育の目的のために運営される団体は、日本国の税法に定める範圍において、且つ、当該税法に定める条件に従つて、日本国の租税を免除される。

- (1) 合衆国の租税に關しては、日本国の居住者で合衆国の非居住者でゐるもの(日本政府の職員又は被用者を除く)に對し、千九百五十四年一月一日現行の合衆国内歳入法第二百四十四条に定める控除に加え、同日現行の内国歳入法第二百五条に定める条件に従つて、当該納税者の配偶者及び子で課税年度中のいずれかの時に合衆国内に滞在し、且つ、合衆国内でその者と同居するものについて、純所得に對する控除を行うものとする。但し、この追加控除の額は、合衆国内歳入法に定める控除額に、当該納税者が当該課税年度中に合衆国内の源泉から取得した総所得の当該課税年度の終了日の属する事業年度又は暦年中にその者がすべての源泉から取得した全所得に對する割合を乗じて得た額をこえないものとする。
- (2) 日本国の租税に關しては、合衆国の市民で日本国の居住者であるものに對し、日本国の國民で日本国の居住者であるものがその扶養親

昭和二十九年五月十八日 衆議院會議第五十一号 附則に對する租税に關する「二重課税の回避及び租税の防止のための日本國とアメリカ合衆國との間の条約の批准に關する法律」

八八八

族について認めらるる際、同様の特典を享受するものとする。

第十八条

一 締約國の権限のある當局は、この条約の規定を實施するため、租税に關して詐欺を防止するため、又は租税に背馳することを目的とする法規を實施せざることを必要と認め、締約國のそれらの法規に基いて入替することのできるものを交換するものとする。交換された情報は、秘密として取り扱われなければならず、租税の賦課及び徴収に關せず、又はこれらに關する異議についての決定に關する者（裁判官を含む）以外のいかなる者にも漏らしてはならない。營業上、事業上、産業上若しくは専門職業上の秘密又は取引の過程を明らかにするものな情報は、交換してはならない。

(2) 各締約國は、この条約に基いて他方の締約國の与える免除、軽減税率その他の特典がそれを受ける権利のない者について享有されることのないようにするため、当該他方の締約國が課する租税を、自國の租税と同様に、徴収することができる。

第十八条

納税者がいづれか一方の締約國の税務當局の行為によりこの条約の規定に反して二重課税の結果が生じた

こと又は生ずることを防止するものとする。個人たる納税者は、自己の國籍を有するに關する締約國の権限のある當局に對し、法人たる納税者は、納税者は、納税法人その他の団体や設立された組織された準法人の事務所を有する締約國の権限のある當局に對し、事業の申立を行ふことのできるこの申立を理由とあると認められるときは、申立を以て締約國の権限のある當局は、当該二重課税を指平に回避するため、他方の締約國の権限のある當局と合意に達するように努めるものとする。

第十九条

(1) この条約の規定は、いかなる形においても、外交官及び領事官に對して現在存在されている若しくは將來与えられる他の若しくは新たな免除を受ける権利を否定し、又はこれに影響を及ぼすものと解してはならない。

(2) この条約の規定は、一方の締約國が租税を決定するに際し、自國の法令によつて現在認められているか又は將來認められる免除、減額、控除その他の特典をいかなる形においても制限するものと解してはならない。

(3) この条約の解釈若しくは適用に關し、又は一方の締約國と他のいづれかの第三國との間の条約に對

するこの条約の關係に關して困難又は疑義が生じた場合には、締約國の権限のある當局は、合意によつて問題を解決することのできるものとする。この規定は、この条約に關して生ずる紛争を締約國間の交渉によつて解決することと妨げるものと解してはならない。

第二十条

(1) この条約は、批准されなければならぬ。批准書は、でき次第に十人やかに東京で交換されるものとする。

(2) この条約は、批准書の交換の日に効力を生じ、その交換が行われた年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得又は利益について適用する。

(3) いずれの一方の締約國も、この条約の効力発生の日から五年の期間を経過した後はいつでも、他方の締約國に對して終了の予告を与えることによつてこの条約を終了させることができる。その予告は、六月三十日以前に与えなければならず、その場合には、この条約は、予告が与えられた年の翌年の

の一月一日以後に開始する各課税年度にその効力を失ふものとする。

以上の証書として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百三十四年四月十六日にワシントンで、ひとりで正文である日本國及び英國により本書二通を作成した。

日本國のために
井口貞夫(署名)

アメリカ合衆國のために
ウオルター・P・デル・スミス(署名)

所得に對する租税に關する二重課税の回避及び租税の防止のための日本國とアメリカ合衆國との間の条約の批准について承認を求めめるの件に關する報告書
(最終の附録に掲載)

遺囑、相続及び贈与に對する租税に關する二重課税の回避及び租税の防止のための日本國とアメリカ合衆國との間の条約の批准について承認を求めめるの件
遺囑、相続及び贈与に對する租税に關する二重課税の回避及び租税の防止のための日本國とアメリカ合衆國との間の条約の批准について承認を求めめるの件

國との間の条約の批准について、日本國憲法第七十三條第三号條書の規定に基き、國會の承認を求めらる。

遺囑、相続及び贈与に對する租税に關する二重課税の回避及び租税の防止のための日本國とアメリカ合衆國との間の条約

日本國政府及びアメリカ合衆國政府は、遺囑、相続及び贈与に對する租税に關して二重課税を回避し、租税を防止するための条約を締結することを希望して、そのため、次のとおりそれぞれ全権委員を任命した。

日本國政府

アメリカ合衆國駐在
日本國特命全權大使
井口 貞夫

アメリカ合衆國政府

アメリカ合衆國
國務長官代理
ウオルター・P・
デル・スミス

これらの全権委員は、互にその全權委任状を示し、それが良好な當であると認められた後、次の諸条を協定した。

第一条
(1) この条約にいう租税は、次のものとする。
(2) アメリカ合衆國については、連邦遺贈税及び連邦贈与税

連邦遺贈税及び連邦贈与税

- (b) 日本国については、相続税(贈与税を含む)。
- (2) この条約は、遺産、相続又は贈与に対する他の租税で、本条(1)に掲げる租税と実質的に同様の性質を有し、且つ、この条約の署名の日以後に、一方の締約国によつて課せられるものについても、また、適用する。
- 第二条
- (1) この条約において
- (a) 「合衆国」とは、アメリカ合衆国をいい、地理的意味で用いる場合には、アメリカ合衆国の諸州、アラスカ準州、ハワイ準州及びディストリクト・オブ・コロンビアをいう。
- (b) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、第一条(1)に掲げる租税に関する法令が施行されるすべての領域をいう。
- (c) 「租税」とは、文脈により、第一条(1)(a)又は(1)(b)に掲げる租税をいう。
- (d) 「権限のある当局」とは、日本国については大蔵大臣又は大蔵大臣が権限を与えた代理者をいい、合衆国については財務長官が権限を与えた内閣歳入局長官をいう。
- (2) いずれの一方の締約国がこの条約の規定を適用する場合にも、特に定められていない用語の意義は、文脈により別に解釈すべき場合を除く外、自国の租税に関する法令における解釈によるものとする。

- (3) この条約の適用上、各締約国は、被相続人若しくは被相続人の遺産の受益者が被相続人の死亡の時に又は贈与者若しくは贈与の受益者がその贈与の時に自国内に住所を有していたかどうか又は自国の国籍を有していたかどうかを、自国の法令に従つて決定することができる。
- 第三条
- (1) 被相続人がその死亡の時に若しくは贈与者がその贈与の時に合衆国の国籍を有し若しくは合衆国内に住所を有していた場合、又は被相続人の遺産の受益者がその被相続人の死亡の時に若しくは贈与の受益者がその贈与の時に日本国内に住所を有していた場合には、これらの時における次に掲げる財産又は財産権の所在地は、租税の賦課及び第五条によつて認められる税額控除については、もつぱら次に定めるところに従つて決定されるものとする。
- (a) 不動産又は不動産に関する権利(本条において他に特別の規定があるものを除く)は、その不動産に係る土地の所在地にあるものとする。
- (b) 有体動産(通貨及び発行地で法貨として認められているすべての種類の貨幣を含む、本条において他に特別の規定がある財産を除く)は、それが現実にある場所にあるものとし、運送中である場合には、目的地にあるものとする。
- (c) 債権(債券、約束手形、為替手形、銀行預金及び保険証券を含む、債券その他の流通証券で持参人払式のもの及び本条において他に特別の規定がある債権を除く)は、債務者が居住する場所にあるものとする。
- (d) 法人の株式又は法人に対する出資は、その法人が設立され、又は組織された準拠法が施行されている場所にあるものとする。
- (e) 船舶及び航空機は、それらが登録されている場所にあるものとする。
- (f) 営業上、事業上又は専門職業上の資産としてのものは、その営業、事業又は専門職業が営まれている場所にあるものとする。
- (g) 特許権、商標権、実用新案権及び意匠権は、それらが登録されている場所(登録されていない場合には、それらが行使される場所)にあるものとする。
- (h) 著作権、地域的独占権(フランチャイズ)、芸術上又は学術上の著作物に対する権利及び著作権のある著作物、芸術上若しくは学術上の著作物、特許発明、商標、実用新案若しくは意匠を使用する権利又はこれらの使用を許諾された地位は、それらを行使することができる場所にあるものとする。
- (i) 鉱業権若しくは租鉱権又は採石権は、採鉱又は採石が行われる場所にあるものとする。
- (j) 漁業権は、その権利の行使について管轄権を有する国にあるものとする。
- (k) 前各号に規定されていない財産は、いずれか一方の締約国が自国内に財産があることのみを理由として租税を課する場合に、この締約国の法令で定められている場所にあるものとし、また、いずれの締約国も自国内に財産があることのみを理由として租税を課するのではない場合には、各締約国の法令で定められている場所にあるものとする。

- (2) 本条(1)の規定は、特定の財産及びその一部分で同項の規定がなければ両締約国によつて租税が課せられるもの(諸控除がなければ租税が課せられることとなるものを含む)についてのみ、適用する。
- 第四条
- (1) 被相続人がその死亡の時に若しくは贈与者がその贈与の時に合衆国の国籍を有し若しくは合衆国内に住所を有していた場合、又は被相続人の遺産の受益者がその被相続人の死亡の時に又は贈与の受益者がその贈与の時に日本国内に住所を有していた場合において、一方の締約国が自国内に財産があることのみを理由として租税を課するときは、その租税を課する締約国は、
- (a) 当該被相続人、贈与者又は受益者に対し、その者が自国の国籍を有していたとするか又は自国内に住所を有していたとすれば自国の法令に基いて認められることとなる特定の控除を、当該控除の額に(A) 第三条の規定により自国内にあるとされる財産で両締約国によつて租税を課せられるもの(諸控除がなければ租税を課せられることとなるものを含む)の価格の
- (B) その被相続人、贈与者又は受益者が自国の国籍を有していたとするか又は自国内に住所を有していたとすれば自国の租税を課することとなる財産の全部の価格
- に對する割合を算して得た額を控除するものとし、また、
- (b) 租税の額を決定するに際しては、本条(a)の規定を適用する場合及び別に定められている他の比例

昭和二十九年五月十八日 衆議院會議第五十一号 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准に 八九〇

控除を行う場合を除く外、第三条の規定により自国内にあるとされる財産については、課税価格の計算上考慮しないものとする。

第五条

(1) いずれの一方の締約国も、被相続人、贈与者、被相続人の遺産の受益者又は贈与の受益者が自国の国籍を有し、又は自国内に住所を有していることを理由として租税を課する場合に、自国の租税(本条の規定を適用しないで計算したもの)から、相続又は贈与の時に他方の締約国内にある財産で同締約国によって租税の対象とされるものについて当該他方の締約国が課する租税を控除するものとする。但し、その税額控除の額は、控除を行う締約国が課する租税のうち前記の財産に帰せられる部分をこえないものとする。本項の規定は、本条(2)に掲げる財産については適用しない。

(2) 相続又は贈与の時に同締約国外にある財産(又は各締約国が自国の領域内にあるとする財産、一締約国がいずれか一方の締約国内にあるとし、且つ、他方の締約国が同締約国外にあるとする財産若しくは各締約国が他方の締約国内にあるとする財産)について、各締約国が被相続人、贈与者又は受益者が自国の国籍を有し、又は自国内に住所を有していることを理由として租税を課する場合に、自国の租税(本条の規定を適用しないで計算したもの)から、当該財産に帰せられるものの一部を控除するものとする。本項の規定によつて各締約国が行う税額控除の額の合計額は、各締約国が当該財産について課する租税の額のうちいずれか一方の額に等しいものとし、且つ、当該財産について各締約国が課する租税の額に比例して同締約国内に配分されるものとする。

(3) 本条の規定によつて認められる税額控除を行う場合には、その控除は、控除を行う締約国の法令によつて認められる同一の租税の税額控除に代るものとし、個別の場合に行う税額控除は、本条の規定によつて認められる税額控除又はその締約国の法令によつて認められる税額控除のうちいずれか多額のものとす。本条の規定の適用上、特定の財産に帰せられる各締約国の租税の額は、その財産につき課せられる租税に關して行うすべての軽減又は控除(本条(1)及び(2)の規定による税額控除を除く)を計算に入れた後に確定されるものとする。なお、この条約に基いて税額控除を行う締約国といずれ

かの第三国との間の他の条約又は税額控除を行う締約国の法令によつて同一の財産についてその第三国の租税の税額控除が別に認められる場合には、これらの税額控除の額の合計額は、控除を行う締約国の租税でこれらの税額控除を行わないで計算したものうちその財産に帰せられるものの額をこえてはならない。

(4) 本条の規定による一方の締約国の租税からの他方の締約国の租税の控除は、同締約国の租税が被相続人の死亡の時又は贈与の時に同時に課せられる場合にのみ行うものとする。

(5) 本条の規定の適用による税額控除は、控除を行う締約国の租税の申告期限から五年を経過した後ににおいては行わない。但し、その税額控除の請求が前記の五年の期間内に行われた場合は、この限りでない。本条の規定の適用によつて還付する租税には、税額控除を行う締約国が別に認めている場合を除く外、利子を付けない。

第六条

(1) 両締約国の権限の当局は、この条約の規定を実施するため、租税に關して詐欺を防止するため、又は脱税に対処することを目的とする法規を実施するために必要な情報で両締約国のそれぞれの税法に基づいて入手することができ、その交換するものとする。交換された情報は、秘密として取り扱われなければならない。租税の賦課及び徴収に關し、又はこれらに關する異議についての決定に關する者(裁判所を含む)以外のいかなる者にも漏らしてはならない。営業上、事業上、産業上若しくは専門職業上の秘密又は取引の過程を明らかにするような情報は、交換してはならない。

(2) 各締約国は、この条約に基づいて他方の締約国の与える控除その他の特典がそれを受ける権利のない者によつて享有されることのないようにするため、当該他方の締約国が課する租税を、自国の租税と同様に、徴収することができる。

第七条

被相続人の遺産の代表者若しくは受益者又は贈与者若しくは贈与の受益者は、いずれか一方の締約国の税務当局の行為によりこの条約の規定に反して二重課税の結果が生じたこと又は生ずることを立証するときは、被相続人が死亡の時に国籍を有していた締約国又は贈与者若しくは受益者が国籍を有する締約国(被相続人がその死亡の時にいずれの締約国の国籍をも有しなかつた場合は、贈与者若しくは受益者がいずれの締約国の国籍をも有しない場合には、被相続人がその死亡の時に住所若しくは居所を有していた締約国又は贈与者若しくは受益者が住所若しくは居所を有する締約国)の権限のある当局に対し、事実の申立を行うことができる。この申立に理由があると認められるときは、申立を受けた締約国の権限のある当局は、当該二重課税を適正に回避するため、他方の締約国の権限のある当局と合意に達するように努めるものとする。

第八条

(1) この条約の規定は、いかなる形においても、外交官及び領事官に対して現在与えられている若しくは将来与えられる他の若しくは新たな免除を受ける権利を否定し、又はこれに影響を及ぼすものと解してはならない。

(2) この条約の規定は、いずれの一方の締約国が課する租税をも増額するように解してはならない。

(3) この条約の解釈若しくは適用に關し、又は一方の締約国がいずれかの第三国との間の条約に対するこの条約の關係に關して困難又は疑

義が生じた場合には、両締約国の権限のある当局は、合意によつて問題を解決することができる。もつとも、この規定は、この条約に因して生ずる紛争を両締約国間の交渉によつて解決することを妨げるものと解してはならない。

(4) 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の解釈及び実施のために必要な定を設けることができ、また、この条約の規定を実施するため直接相互に通信することができる。

第九條

(i) この条約は、批准されなければならない。批准書は、できるだけすみやかに東京で交換されるものとする。

(2) この条約は、批准書の交換の日に効力を生じ、その交換の日以後に死亡した者に係る遺産又は相続及び同日以後に行われた贈与について適用する。

(3) いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間を経過した後はいつでも、他方の締約国に対して終了の予告を与えることによつてこの条約を終了させることができる。その予告は、六月三十日以前に与えなければならない。その場合には、この条約は、予告が与えられた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税

年度につき効力を失うものとする。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百五十四年四月十六日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書一通を作成した。

日本國のために
井口貞夫(署名)

アメリカ合衆國のために
ウォルター・ベデル・スミス
(署名)

遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本國とアメリカ合衆國との間の条約の批准について承認を求め、この件に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

外務省関係法律の整理に関する法律案

外務省関係法律の整理に関する法律

左の各号に掲げる法律は、廃止する。

一 清國及朝鮮國在留帝國臣民取締法(明治二十九年法律第八十号)

二 居留民団法(明治三十八年法律第四十一号)

附則

この法律は、公布の日から施行する。

外務省関係法律の整理に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔野田卯一君等〕

○野田卯一君 ただいま議題となりました所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本國とアメリカ合衆國との間の条約の批准について承認を求め、この件に関する報告書

その内容は、所得に関するものは、前文、本文二十箇条及び末文からなっており、遺産、相続及び贈与に関するものは、前文、本文九箇条及び末文からなっております。有効期間は、いづれも五箇年であり、その詳細なる説明は、附録に譲ることといたします。

最後に、外務省関係法律の整理に関する法律案、清國及び朝鮮國在留帝國臣民取締法及び居留民団法を廃止せんとするものでありまして、これらの法律は、わが國と清國及び朝鮮國との間のいわゆる不平等条約に基くわが國の特権を前提としていたものでありますが、これらの不平等条約はすでに一切無効となつてゐるため、この二法律は死文化してゐましたわけでありまして、この二条約は四月二十一日、またこ

し、適正な税負担をはかるとともに、脱税を防止するための詳細な租税協定を締結する必要があるとあります。よつて、通商条約交渉と並行して、昭和二十六年から日米兩國の税務専門家が基礎的研究を行つた結果、所得に対する租税に関するものと、遺産、相続及び贈与に対する租税に関するものと、二本建による二重課税回避及び脱税防止のための専門草案が作成されました。兩國政府はこれらの草案を基礎として正式に交渉を行つて、去る四月十六日ワシントンで兩國代表の間に兩条約の署名が行われました。

○議長(堤廉次郎君) 御異議なしと認めます。よつて附件は委員長報告の通り承認するに決しました。

次に、日程第八につき採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(堤廉次郎君) 御異議なしと認めます。よつて附件は委員長報告の通り承認するに決しました。

○議長(堤廉次郎君) 御異議なしと認めます。よつて附件は委員長報告の通り承認するに決しました。

○議長(堤廉次郎君) 御異議なしと認めます。よつて附件は委員長報告の通り承認するに決しました。

○議長(堤廉次郎君) 御異議なしと認めます。よつて附件は委員長報告の通り承認するに決しました。

○議長(堤廉次郎君) 御異議なしと認めます。よつて附件は委員長報告の通り承認するに決しました。

○議長(堤廉次郎君) 御異議なしと認めます。よつて附件は委員長報告の通り承認するに決しました。

の法律案は四月三十日、それと外務委員会に付託されましたので、提案理由の説明を聞き、質疑を行い、五月十五日、いづれも討論は省略し、採決の結果、全会一致をもつて、二条約は承認、及び法律案は可決すべきものと議決した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(堤廉次郎君) 去る、日程第六及び第七の附件を一括して採決いたします。附件は委員長報告の通り承認するに御異議ありませんか。

○議長(堤廉次郎君) 御異議なしと認めます。よつて附件は委員長報告の通り承認するに決しました。

次に、日程第八につき採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(堤廉次郎君) 御異議なしと認めます。よつて附件は委員長報告の通り承認するに決しました。

○議長(堤廉次郎君) 御異議なしと認めます。よつて附件は委員長報告の通り承認するに決しました。

○議長(堤廉次郎君) 御異議なしと認めます。よつて附件は委員長報告の通り承認するに決しました。

○議長(堤廉次郎君) 御異議なしと認めます。よつて附件は委員長報告の通り承認するに決しました。

○議長(堤廉次郎君) 御異議なしと認めます。よつて附件は委員長報告の通り承認するに決しました。

昭和二十九年五月十八日 衆議院會議第五十一号 裁判所法の一部を改正する法律案外二件

律案、日程第十一、民事訴訟用印紙法等の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。法務委員長小林銈君。

裁判所法の一部を改正する法律案
裁判所法の一部を改正する法律案
裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第一号中「三万円」を「二十万円」に、「(行政処分取消又は変更の請求を除く。)」を「(行政の違法な処分取消又は変更に係る請求その他公法上の権利関係に関する請求を除く。)」に改める。

第六十一條の二及び第六十一條の三を次のように改める。

第六十一條の二(家庭裁判所調査官) 各家庭裁判所に家庭裁判所調査官を置く。

家庭裁判所調査官は、第三十一條の五第一項第一号の審判及び調停並びに同項第二号の審判に必要な調査その他他の法律において定める事務を掌る。

最高裁判所は、家庭裁判所調査官の中から、首席家庭裁判所調査官を命じ、調査事務の監督、関係行政機関その他の機関との連絡調整等の事務を掌らせることができる。

家庭裁判所調査官は、その職務を行うについては、裁判官の命令に従ふ。

第六十一條の三(家庭裁判所調査官補) 各家庭裁判所に家庭裁判所調査官補を置く。

家庭裁判所調査官補は、上司の命を受けて、家庭裁判所調査官の事務を補助する。

第六十一條の四及び第六十一條の五を削る。

第六十五條中「家事調査官、家事調査官補、少年調査官、少年調査官補」を「家庭裁判所調査官、家庭裁判所調査官補」に改める。

附則

1. この法律は、昭和二十九年六月一日から施行する。

2. この法律の施行前に地方裁判所に訴の提起があつた事件については、第三十三條の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

3. 当分の間、最高裁判所の規則で指定する簡易裁判所の民事訴訟に関する事務は、その所在地を管轄する地方裁判所又はその支部の所在地に設立された簡易裁判所で最高裁判所の規則で指定するものが取り扱ふ。

4. 前項の規定により簡易裁判所が指定されたときは、その指定前に管轄簡易裁判所で受理した事件は、同項の規定にかかわらず、な

おその簡易裁判所で完結する。前項の規定による指定が解除されたときも、これに準ずる。

5. 各家庭裁判所は、当分の間、最高裁判所の定めるところにより、家庭裁判所調査官補に家庭裁判所調査官の職務を行わせることができる。

6. この法律の施行の際現に家事調査官、家事調査官補、少年調査官又は少年調査官補の職にある者は、別に辞令を発せられないときは、それぞれ、家事調査官及び少年調査官は家庭裁判所調査官に、家事調査官補及び少年調査官補は家庭裁判所調査官補に任命され、且つ、現にその者の勤務する裁判所に勤務することを命ぜられたものとみなす。

7. 検察審査会法(昭和二十三年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第六十六條第六号中「家事調査官、家事調査官補、少年調査官、少年調査官補」を「家庭裁判所調査官、家庭裁判所調査官補」に改める。

少年法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第七條の見出し、同条第一項及び第二項第八号第二項、第十三条第一項、第十七条第一項第一号、第二十五條の見出し、同条第一項並びに第二十六條第一項中「少年調査官」を「家庭裁判所調査官」に改める。

9. 裁判所法等の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

10. 裁判所法等の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

裁判所法の一部を改正する法律案に対する修正案
裁判所法の一部を改正する法律案に對する修正案
裁判所法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三十三條の改正規定中「二十万円」を「十万円」に改める。

裁判所法の一部を改正する法律案(最終号の附録に掲載)
民事訴訟法等の一部を改正する法律案
民事訴訟法等の一部を改正する法律案
民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「三万円」を「二十万円」に改める。

第四百四十三條第二項を削る。

第四百四十三條から第四百四十五條までを次のように改める。

第四百四十三條 調査ニハ最高裁判所規則ノ定ムル所ニ依リ期日ニ於ケル審判ニ因スル重要ナル事項ヲ記載スルコトヲ要ス

第四百四十四條及第四百四十五條 削除

第四百四十七條中「口頭弁論ノ方式ニ因スル規定ノ遵守」を「口頭弁論ノ方式ニ因スル事項ニシテ調査ニ記載シタルモノ」に改める。

第四百四十八條を次のように改める。

第四百四十八條 削除

第四百四十九條中「第四百四十二條乃至前條」を「第四百四十二條、第四百四十三條、第四百四十六條及第四百四十七條」に改める。

第四百五十一條第四項を削る。

第四百四十九條を次のように改める。

第四百四十九條 削除

第四百九十一條及び第四百九十二條を次のように改める。

第四百九十一條 判決ニ於テハ最高裁判所規則ノ定ムル所ニ依リ主文ノ外事実及争点並理由ヲ明ニスルコトヲ要ス

第四百九十二條 削除

第四百九十三條第一項中「交付ヲ受ケタル日ヨリ二週間内ニ」を「最

高裁判所規則ノ定ムル所ニ依リ」に改め、同条第二項を削る。
 第二百九十四条第二項、第二百九十五条第二項及び第二百九十六条第二項を削る。
 第二百九十五条を次のように改める。
 第二百九十五条 準備手続ニ於テハ最高裁判所規則ノ定ムル所ニ依リ圖書ヲ作ルコトヲ要ス。
 第二百九十六条第一項及び第三項中「又ハ之ニ代ルベキ準備書面」を削る。
 第二百九十二条を次のように改める。
 第二百九十二条 削除
 第二百九十条を次のように改める。
 第二百九十条 削除
 第二百九十一条中「前条」を「第三百三十九条」に改める。
 第二百九十八条ノ二を次のように改める。
 第二百九十八条ノ二 削除
 第二百九十九条を次のように改める。
 第二百九十九条 削除
 第三百八十三条第二項を削る。
 第三百九十一条を次のように改める。
 第三百九十一条 削除
 第三百九十三条に次の一項を加える。
 第三百九十三条 左ノ各号ニ該當

仮差押又ハ仮処分ニ関シテ為シタル判決ニ対シテハ上告ヲ為スコトヲ得ズ。
 第三百九十四条を次のように改める。
 第三百九十四条 上告ハ判決ニ憲法ノ解釈ノ誤アルコト其ノ他憲法ノ違背アルコト又ハ判決ニ影響ヲ及ボスコト明ナル法令ノ違背アルコトヲ理由トスルトキニ限り之ヲ為スコトヲ得。
 第三百九十五条第一項中「判決ハ左ノ場合ニ於テハ常ニ法令ニ違背シタルモノトス」を左ノ場合ニ於テハ常ニ上告ノ理由アルモノトス」に改める。
 第三百九十七条から第三百九十九条までを次のように改める。
 第三百九十七条 上告ノ提起ハ上告狀ヲ原裁判所ニ提出シテ之ヲ為スコトヲ要ス。
 第三百九十八条 上告狀ニ上告ノ理由ヲ記載セザルトキハ最高裁判所規則ノ定ムル期間内ニ上告理由書ヲ原裁判所ニ提出スルコトヲ要ス。
 上告ノ理由ハ最高裁判所規則ノ定ムル方式ニ依リ之ヲ記載スルコトヲ要ス。
 第三百九十九条 左ノ各号ニ該當

スルコト明ナル場合ニ於テハ原裁判所ハ決定ヲ以テ上告ヲ却下スルコトヲ得。
 一 上告ガ不適法ニシテ其ノ欠缺ガ補正スルコト能ハザルモノナルトキ
 二 前条第一項ノ規定ニ違背シ上告理由書ヲ提出セズ又ハ上告ノ理由ノ記載ガ同条第二項ノ規定ニ違背スルトキ
 三 上告ガ法令ノ違背ヲ理由トスルモノニ非ザルトキ又ハ判決ニ影響ヲ及ボザルコト明ナル法令ノ違背ヲ理由トスルモノナルトキ
 前項ノ決定ニ対シテハ即時抗告ヲ為スコトヲ得。
 第三百九十九条の次に次の二条を加える。
 第三百九十九条ノ二 原裁判所ハ上告狀却下ノ命令又ハ上告却下ノ決定アリタル場合ヲ除クノ外事件ヲ上告裁判所ニ送付スルコトヲ要ス。
 第三百九十九条ノ三 第三百九十九条第一項各号ノ場合ニ於テハ上告裁判所ハ口頭弁論ヲ經ズシテ判決ヲ以テ上告ヲ却下スルコトヲ得。
 第四百九条を次のように改める。
 第四百九条 削除
 第四百九条ノ二中「其ノ判決ニ

於テ法律、命令、規則又ハ処分ガ違法ニ適合スルヤ否ニ付為シタル判断ノ不当ナルコトヲ理由トスルトキニ限り之」を「其ノ判決ニ憲法ノ解釈ノ誤アルコト其ノ他憲法ノ違背アルコトヲ理由トスルトキニ限り」に改め、同条に次の一項を加える。
 仮差押又ハ仮処分ニ関シテ高等裁判所ガ第二審若クハ第一審トシテ為シタル終局判決又ハ地方裁判所ガ第二審トシテ為シタル終局判決ニ対シテハ其ノ判決ニ憲法ノ解釈ノ誤アルコト其ノ他憲法ノ違背アルコトヲ理由トスルトキニ限り最高裁判所ニ特ニ上告ヲ為スコトヲ得。
 第四百九条ノ三中「但シ」の下に「前条第一項ノ上告ニ付テハ」を加える。
 第四百九条ノ四から第四百九条ノ六までを削る。
 第四百九条を次のように改める。
 第四百九条 抗告裁判所ノ決定ニ対シテハ其ノ決定ニ憲法ノ解釈ノ誤アルコト其ノ他憲法ノ違背アルコト又ハ決定ニ影響ヲ及ボスコト明ナル法令ノ違背アルコトヲ理由トスルトキニ限り更に抗告ヲ為スコトヲ得。
 第四百九条第一項中「抗告ハ」

を「抗告(第四百九条ノ三ノ抗告ヲ除ク)ハ」に改める。
 第四百九条ノ二第一項中「其ノ裁判ニ於テ法律、命令、規則又ハ処分ガ違法ニ適合スルヤ否ニ付原裁判所ガ為シタル判断ノ不当ナルコトヲ理由トスルトキニ限り」を「其ノ裁判ニ憲法ノ解釈ノ誤アルコト其ノ他憲法ノ違背アルコトヲ理由トスルトキニ限り」に改める。
 第四百九条ノ三中「第四百九条ノ二」の下に「第一項」を加える。
 第四百九条第一項中「適法ナル異議ノ申立又ハ」並びに同条第二項中「異議若クハ」及び「申立若クハ」を削る。
 第五百条第一項中「第四百九条ノ二」上告ノ提起アルトキ又ハ再審ヲ求ムル申立アルトキハ」を「第四百九条ノ二」上告ノ提起アリタル場合又ハ再審ヲ求ムル申立アリタル場合ニ於テ不服ノ理由トシテ主張シタル事情ガ法律上理由アリト見ユ且事実上ノ点ニ付疎明アリタルトキハ」に改め、同条に次の一項を加える。
 第一項ノ裁判ハ第四百九条ノ二ノ上告ノ提起アリタル場合ニ於テ訴訟記録ガ原裁判所ニ存スルトキハ原裁判所之ヲ為ス。
 第五百一条から第五百十二条までを次のように改める。

昭和二十九年五月十八日 衆議院會議第五十一号 裁判所法の一部を改正する法律案外二件

昭和二十九年五月十八日 衆議院會議録第五十一号 裁判所法の一部を改正する法律(案外一件)

八九四

第五百一条乃至第五百十条、削除
第五百十一条、仮執行ノ宣告ヲ付シタル判決ニ對シテ上告ヲ提起シタル場合ニ於テ其執行ニ因リ債權ノ履行ハザル損害ヲ生ズ可キコトヲ證明シタルトキハ裁判所ハ申立ニ因リ保証ヲ立テシメ又ハ保証ヲ立テシメズシテ強制執行ヲ一時停止ス可キコトヲ命ジ又ハ保証ヲ立テシメテ其為シタル強制執行ヲ取消ス可キヲ命ズルコトヲ得
右裁判ニ付テハ第五百条第三項及第七十四項ノ規定ヲ準用ス
第五百十二条、仮執行ノ宣告ヲ付シタル判決ニ對シテ上告ヲ提起シタルトキ又ハ仮執行ノ宣告ヲ付シタル支払命令ニ對シテ異議ヲ申立タルトキハ裁判所ハ申立ニ因リ保証ヲ立テシメ又ハ保証ヲ立テシメズシテ強制執行ヲ一時停止ス可キコトヲ命ジ又ハ保証ヲ立テシメテ其為シタル強制執行ヲ取消ス可キヲ命ズルコトヲ得
右裁判ニ付テハ第五百条第二項及第七十三項ノ規定ヲ準用ス
第六百七十七條第二項中「第四百四十二條乃至第四百四十七條」を「第四百四十二條、第四百四十三條、第四百四十六條及第四百四十七條」に改める。

第二条 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。
第十條中期日、期間」を「調査、期日、期間、裁判」に改め、「民事訴訟法ノ規定」の下に「本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外」を加ふる。
第十七條第二項及第三項を削る。
第十八條を次のように改める。
第十八條 削除
第三十一條第三項中「第五百条」を「第四百十八條第二項」に改める。
第三條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第八十八條を次のように改める。
第八十八條 削除
第四條 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
第八條中「第七十七條から第八十三條まで及び第八十八條」を「第七十七條から第八十三條まで」に改める。
附則
1 この法律は、昭和二十九年六月一日から施行する。
2 この附則で、「新法」とは、この

法律による改正後の民事訴訟法をいい、「旧法」とは、従前の民事訴訟法をいう。
3 新法は、この附則に別段の定がある場合を除いては、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法によつて生じた効力を妨げない。
4 この法律の施行前に、高等裁判所の第二審又は第一審の口頭弁論が終結した事件、地方裁判所の第二審の口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所の第一審の判決に對して上告をする權利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、新法第三百九十三條第三項、第三百九十四條、第三百九十七條から第三百九十九條ノ三まで及び第四百九條ノ二第二項の規定並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律第八十八條及び中小企業等協同組合法第八條の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。
5 この法律の施行前に、高等裁判所の第二審又は第一審の口頭弁論が終結した事件及び地方裁判所の第一審の判決に對して上告をする權利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、なお最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に關する法律(昭和

二十五年法律第三十八号)の例による。
6 この法律の施行前に高等裁判所が上告審として終局判決に對しては、新法第四百九條ノ三において適用する新法第三百九十七條から第三百九十九條ノ三までの規定にかかわらず、なお従前の例による。
7 この法律の施行前にした上告裁判所の判決については、なお旧法第四百九條ノ四から第四百九條ノ六まで及び第四百九十八條の規定による。
8 この法律の施行前にした抗告裁判所の決定については、新法第四百十三條、第四百十四條但書において適用する新法第三百九十七條から第三百九十九條ノ三まで及び新法第四百十六條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
9 この法律の施行前にした決定及び命令については、新法第四百十九條ノ三において適用する新法第三百九十七條から第三百九十九條ノ三までの規定にかかわらず、なお従前の例による。
10 旧法第五百条第一項(旧法第五百十二條及びこの法律による改正前の非訟事件手続法第三十一條第三項において適用する場合を含む)の裁判を求める申立てであつてこの法律の施行前にしたものにつ

いては、新法第五百条、第五百十一条及び第五百十二条並びにこの法律による改正後の非訟事件手続法第三十一條第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
11 附則第三項の規定は、この法律による改正後の非訟事件手続法に適用する。
民事訴訟法等の一部を改正する法律案に對する修正案
民事訴訟法等の一部を改正する法律案に對する修正
民事訴訟法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第一条の一部を次のように修正する。
第二十二條第二項の改正規定中「二十万圓」を「十萬圓」に改める。
第四百四十四條第二項、第四百四十三條から第四百四十五條まで、第四百四十七條、第四百四十八條、第四百四十九條、第五百五十一條第四項、第五百八十九條、第五百九十一條、第五百九十二條、第五百九十三條、第五百九十四條第二項、第五百九十二條、第五百九十四條第二項、第五百九十五條、第五百九十五條、第五百九十二條、第五百九十四條、第五百九十八條、第五百九十九條、第六百八十三條第二項及び第三百九十一條の改正規定に關する部分を次のように改める。

律案は、簡易裁判所の事物管轄を現行法の三万円から十万円に引上げたこと、家事調査官と少年調査官とを統合

昭和二十九年五月十八日 衆議院會議録第五十一号 裁判所法の一部を改正する法律案外二件

して、これを家庭裁判所調査官となすこと等であります。

最後に、民事訴訟用印紙法等の一部を改正する法律案は、物価の上昇率に従い、訴状に貼用すべき印紙の額を現在のものより三倍ないし四倍半に増額すること等あります。

いずれも全案一致をもって修正可決された次第であります。(拍手)
以上御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

ただ今議題となりました民事訴訟法等の一部を改正する法律案、裁判所法の一部を改正する法律案及び民事訴訟用印紙法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の要旨及び委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、民事訴訟法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

御承知のように、最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律は本年五月末日をもって失効することとなつておりまして、もし、この際同法の失効に備えるための何らかの措置が講ぜられなければ、最高裁判所の負担が著しく増大し、ひいてはわが国裁判制度の運用に重大な支障を来す結果となるのであります。よつて、さしあたり、民事訴訟法の中で、最高裁判所の負担の調整と直接間接に関連のある規定を改正することが最も時宜に

適したものと考へ、本法案を提出したのであります。

改正の要旨は次の四点であります。

第一号は、上告手続の合理化を図つたこと等あります。

その一つは、上告理由を原判決の憲法違反及び判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違背に限ることとしたのである。現行法(第三百九十四条)では、法令違背一般をひろく上告理由としておりますが、従来の実情においては、原判決の結論を左右する見込のない枝葉末節に類する法令の違背を理由とする上告も少なくないため、当該事件の解決が不当に引き延ばされるのみならず、ひいて、他の一般的訴訟遅延の一因ともなつておりますので、上告理由を右のように限定しようとするものであります。

その二は、上告の適法要件を原裁判所において審査させることとし、上告が適法要件を欠くことが明らかな場合には、原裁判所において、これを却下することができると、いわゆるスクリーニングの制度をとらんとするものであります。

これによつて事件の解決を促進して正当な国民権益の保護の万全を期するとともに、上告裁判所の負担を調整しようとするものであります。

第二点は、仮差押、仮処分事件の上告制限であります。

決前にされる暫定的な処分であり、とくに迅速な処理を必要とするから、かかる事件についてまで三審制による上訴手続を認める必要がないと考えたものであつて、ただ、憲法違背を理由とするときに限り、特に上告することができるとしたものであります。

第三点は、仮執行宣言付判決に対する上告提起等の場合における執行停止等の要件の加重であります。

これらの措置により、控訴審の執行力を強化することは、正しい勝訴者を敗訴者の不当な訴訟引き延ばし策から守ることとなるばかりではなく、上告裁判所の負担の調整にも役立つこととなるものであり、また、特別上告又は再審の訴の提起があつた場合における執行停止の要件は、事物の性質上、請求異議の訴が提起された場合と同様に考へるべきでありますから、さよう改めたのであります。

第四点は、調査及び判決の方式等の合理化を図つたこと等あります。

調査及び判決等に関する事項は、訴訟法のうちでも特に技術的な事項であつて、裁判官、弁護士等の実務関係者が、その経験と専門的な知識とを活用して調査研究したところに基き、最高裁判所がこれを決定することが最も妥当であり、また性質上憲法第七十七条による最高裁判所の規則制定権の範囲に属する事項であると考えられるので、法律にはただ原則的事項のみを規定し、細目は規則の定めるところに委ね、もつて、その合理化の近代化をはかりようとするものであります。

最後に、民事訴訟法の一部改正に伴い、非訟事件法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び中小企業等協同組合法に所要の改正を加えたこと等あります。

さて、法務委員会におきましては、本案の重要性にかんがみまして、弁護士会、学界、裁判所側の参考意見を聴取し、また審査小委員会を設置して、慎重審議を重ね、その間、特に、在野法曹、最高裁判所及び法務省と数回の懇談会を催して、意見の調整を図つたのであります。

質疑の細にわたつては速記録にゆづりたいと存じますが、問題となつた主な点は、

一、上告制度改正の前提たる最高裁判所の機構改革をなさざる理由如何。

二、本案による上告制限と民事上告特別法による上告制限との差異如何。

三、上告理由たる判決に影響を及ぼすこと明らかなる法令違背の意義如何。

四、機構改革を棚上げして、原裁判所におけるスクリーニング制を採用した理由如何。またスクリーニングの具体的範囲如何。

裁判所規則にゆづつた理由及びその構想如何。

まず、最も白熱的論議が重ねられたのは、本案の前提たる最高裁の機構改正をなさなかつた理由如何という点であります。

本案は、政府提案理由にも示す通り、いわゆる特別法の五月末失効に対する善後措置であります。然るに、この特別法は、昭和二十五年制定当時から有効期間を二年とする暫定法として出発し、その後、昭和二十七年有効期間を延長せられたものであります。が、制定当時及び期間延長にあつては、国会は、国民の権益保障の立場から、法務省及び最高裁に対し、最高裁の機構改革を強く要望し、両当局また十分これを諒承していたところでありました。しかるに、今回の改正案には、この根本問題の解決がなされてない。その理由如何。というのであります。

これに対し、政府側から、政府においても、昨年法制審議会に諮問し、検討を続けてきた。しかし、事柄が、わが国家組織の基本に関する重大問題であるのみならず、民事、刑事の上告一般に関する問題であるため、法制審議会においても約一箇年にわたり慎重審議を続けて来たが、最高裁増員案、上告裁判所設置案、高裁上告部設置案、現状維持案というように、終局的結論を得るに至つておりません。これらの

意見は、いずれも相当の理由と根拠があつて、一概に、いずれが正しく、いずれが過りであるという判断もつけかねるであります。従ひまして、この結論は、半年や一年で、できるわけでありませんから、その間、最高裁の事務を円滑化し、本来の使命を果たすよう本案を提出した次第であります。との答弁がありました。

更に、法制審議会の審議が、かような実情であり、政府において断を下したい事情があるならば、法務委員会において、これを調査検討し、可及的速かに結論を下す必要があると思ふ、法務委員会がその調査研究をなす際、政府及び最高裁は、衷心これに協力する所存であるか、所見如何との質問に対し、政府及び最高裁側から、法務委員会の調査、検討に対しては、全面的に協力する旨の答弁がありました。

次に、論議が集中されました点は、いわゆるスクリーニング制度の採用についてであります。

「上告方法令ノ違背ヲ理由トスルモノニ非ルトキ又ハ判決ニ影響ヲ及ボサズルコト明ナル法令ノ違背ヲ理由トスルモノナルトキ」は、原裁判所において上告を却下することを要としたことは、原裁判所に実体的審査をさせる危険がありはしないか、不服を申立てられた判決を下した原裁判所が上告を裁判するということは、上告制度を否

認するものではないか、という質疑がありました。

これに対し、政府から、「上告方法令違背ヲ理由トスルモノニ非ザルトキ」とは、上告理由として、専ら、原審の事実認定の不当を主張するに過ぎないような場合をいふ、また、「上告が判決ニ影響ヲ及ボサズルコト明ナル法令ノ違背ヲ理由トスルモノナルトキ」とは、上告理由として、明らかに調示規定と解せられる法規の違背や、原判決の単なる傍論における法令解釈の過誤を主張するに過ぎない場合等を指すものであつて、いずれも原判決の当否を判断するわけではないとの答弁がありました。

最後に、調査及び判決の方式等の改正は、合理化、簡素化を急ぐのあまり、正確性を欠く危険がある。極端に調査を簡素化されるときは、口頭弁論の発展的内容を知るに由なく、また、判決方式を簡素化せらるるときは、判決によつて当事者を納得させることは不可能である。殊に、況や、これらを最高裁の規則制定権に委譲するときは、その方式が朝令暮改の危険にさらされるおそれがあるため多々と思ふが、政府の所見如何という質疑に対し、法律はルールに優先するという、技術的、細目的事項については、ルールの定めるところにゆだねることが望ましいのであつて、今回の改正も、現行刑事訴訟法とおおむね同内容のものが予

定されて居る旨の答弁がありました。かくて、五月十五日、質疑終了の上、各派共同の修正案が提出されました。

修正案の内容は、調査及び判決の方式等を最高裁の規則にゆだねる規定を削除すること、及び、スクリーニング制度の規定中、最も弊害を生ずるおそれある第三百九十九条第一項第三号を削除すること等でありまして、その理由は、質疑紹介中で申し上げたところで御了解できると思ひます。

そこで、討論省略の上、採決に入りました。まず、修正案を採決いたしましたところ、全会一致で可決いたしました。

次いで、修正部分を除く政府原案を採決いたしましたところ、これまた全会一致をもつて可決いたしました。かくて、民事訴訟法等の一部を改正する法律案は修正議決せられた次第であります。

次に、裁判所法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本改正案の要旨は二点であります。

第一は、簡易裁判所の事務管轄の範圍を拡張し、訴訟物の価額二十万円までと改めたのであります。現行法のもとでは、簡易の民事訴訟に關する管轄権は、訴訟物の価額が三万円以下の事件に限られてゐるものであります。この限を擴張し、二十万円に引き上げたため、近時、簡易と地裁の負担が極めて

アンバランスとなつており、戦前における地裁と区裁の事件量の比率は一分五割八割五分であつたものが、昨年は七割三分二割七分に逆転するといふ情勢となりまして、最高裁判所の負担調整をも考慮して、簡易の管轄範圍を拡張したのであります。

なお、この管轄擴張から生ずる弊害、不都合を除去する一暫定措置として、特定簡裁の民事訴訟事務の移転及び移転事務を担当する裁判官の配置につき、最高裁判所ルールで定めることとしたのであります。

第二は、家事調査官と少年調査官との統合であります。家庭裁判所に置かれてゐる家事調査官と少年調査官とは、現在、それ／＼別個独立の官職をもつておりますが、両者の事務には強度の関連性があり、その有様、総合的な運営を全うするため、家事調査官と少年調査官とを統合して家庭裁判所調査官とすることとしたのであります。

以上が政府提案の要旨であります。

さう、委員会における審議におきましては、前に御報告いたしました民事訴訟法等の一部を改正する法律案との関連において、委員の意見聴取、審査小委員会の設置等によつて、眞摯な質疑を重ねたのであります。なかで、今回の簡裁の事務管轄擴張は、余

り急激に過ぎ、地方の経済事情にそわないうらみがありはしないか、限界額を十万円とした場合、地裁と簡裁の事件量の見通し如何という点が論議されたのであります。

これに対し、政府側から、詳細な数字の説明と事件量の見通しにつき、地裁四〇パーセント、簡裁六〇パーセントである旨の答弁がありました。

次いで、各派共同提案による修正案が提出されました。修正案の内容は、訴訟二十万円とあるのを十万円に改めるといふのであります。その理由は、この程度に修正することが、現在の地裁と簡裁との負担の不均衡をスムーズに是正し、且つ、最高裁の負担の調整等の目的も概ね達することができるといふのであります。

かくて、五月十五日、討論を省略し、採決に入りました。まず、修正案を採決いたしましたところ、全会一致で可決いたしました。次いで修正部分を除く政府原案を採決いたしましたところ、これまた全会一致をもつて可決したのであります。結局、裁判所法の一部を改正する法律案は修正議決せられた次第であります。

最後に、民事訴訟用印紙法等の一部を改正する法律案について簡単に申し上げます。

本案の要旨は、物価の上昇率を考慮し、訴訟額の算定基準を改正し、訴状に貼用すべき印紙の額を現在の三倍に

昭和二十九年五月十八日 衆議院會議第五十一号 日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定の批准について承認を求めめるの件

至六倍に増額しようとするものであります。

委員会におきましては、五月十五日、各党共同にて修正案が提出されました。修正の理由は、裁判所法改正案において、簡裁の事務管轄権が十万円に修正されたのに対応して、関係規定の訴額を修正するとともに、この際同紙額の増額を三倍乃至四倍半に止めようとするものであります。

かくて質疑終了、討論省略の上、採決に入りました。右修正案を採決しましたところ、全会一致にて可決されました。次に、修正部分を除く政府原案を採決いたしましたところ、これまた全会一致をもって可決いたしました。

かくて、民事訴訟用印紙法等の一部を改正する法律案は修正議決せられた次第であります。

以上、三案一括して御報告申し上げます。

○議長(堤康次郎君) 三案を一括して採決いたします。三案の委員長の報告はいずれも修正であります。三案は委員長報告の決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて三案は委員長の報告の通り決しました。

日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定の批准について承認を求めめるの件

○荒船満十郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定の批准について承認を求めめるの件を議題とし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(堤康次郎君) 荒船君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられまし

日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定の批准について承認を求めめるの件を議題といたします。委員長の報告を求めます。外務委員長上塚司君。

日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定の批准について承認を求めめるの件

日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定の批准について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基づき、国会の承認を求めます。

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、相互防衛援助協定を締結したので、

日本国政府は、アメリカ合衆国政府から若干の艦艇の貸与を受けることを希望しているもので、また、アメリカ合衆国政府は、日本国政府に対し前記の艦艇を貸与する用意があるので、

両国政府は、次のとおり協定した。

第一条

アメリカ合衆国政府及び日本国政府は、それぞれ、この協定に定める期間中及びこの協定に定める条件で、附屬書Aとしてこの協定に添付される表及び将来日本国政府とアメリカ合衆国政府との合意によりこの協定に添付される表に掲げる艦艇を貸し、及び借り受けるものとする。

第二条

日本国政府は、千九百五十四年三月八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の規定に従つて、前記の艦艇を占有し、且つ、使用するものとする。

第三条

この艦艇の貸与は、この協定に基づいて貸与される艦艇の引渡しの日の翌日から起算して五年をこえない期間有効とする。もつとも、両国政府は、日本国政府の要請がある場合には、貸与期間の満了の日の六箇月前に、相互間の合意によつて定める五年をこえない追加の期間、貸与期間を延長することが適切且つ可能であ

八九八

るかどにかつて協議するものとす。但し、アメリカ合衆国政府は、この協定に基づいて貸与しないこれらの艦艇の返還を貸与期間の満了前に要請することが自国の防衛上必要とされるときは、その要請を行うことができる。この場合には、日本国政府は、第八条の規定に従つてその艦艇をすみやかに返還するものとする。

第四条

各艦艇は、艦艇内で利用することができ、定数品及び予備品(消耗品及び燃料を含む)とともに、相互間で合意した時及び場所において日本国政府に引き渡すものとする。各引渡しは、引渡証書により証明する。日本国政府は、引渡しの時に艦艇内にあるすべての装品、器具、燃料、消耗品、予備品及び交換用部品を使用する権利を有する。

第五条

日本国政府は、艦艇に自国の旗を掲げることができるが、艦艇及び第四条後段に掲げる附屬物(燃料、消耗品、予備品及び交換用部品を除く)に対する権限は、アメリカ合衆国政府が有するものとする。日本国政府は、操作上の目的で且つ自己の負担で、艦艇に対するアメリカ合衆国の権限に影響を及ぼすことなく、艦艇の取付品を改変することができる。日本国政府は、別段の合意

がない限り、その艦艇を返還する前に、自己の負担で、改変前における取付品の仕様書に従うように、その改変した取付品を原状に回復しなければならぬ。

第六条

日本国政府は、アメリカ合衆国政府の同意を得ないで、艦艇又は艦艇内の装品、器具、予備品若しくは交換用部品の物理的占有を放棄してはならず、また、これらに関する図面、仕様書その他の情報を日本国政府の職員又は委託を受けた者以外のかかる者に漏らしてはならない。日本国政府は、艦艇内の装品について、アメリカ合衆国において定められている秘密保護の等級と同等のものを確保するような秘密保持の措置を執るものとする。

第七条

日本国政府は、艦艇の引渡し、使用又は操作に関連してアメリカ合衆国政府に対して生ずるすべての請求権を放棄し、また、前記の事項に関連して第三者が主張するいかなる請求権によつてもアメリカ合衆国政府が損害を受けないようにするものとする。

第八条

艦艇は、第三条に規定する貸与期間の満了の時に、滅失してない限り、アメリカ合衆国政府が指定する時及び場所において、日本国政府に

第十条

引き渡された時と実質的に同一の状態(通常の減耗又は損傷及び侵略者の兵力の行動による損害を除く)で返還されなければならない。第四家後段に掲げる種類の附属物で返還の時に艦艇内にあり、且つ、アメリカ合衆国の財産でないものは、同国の財産になるものとする。いずれかの艦艇が侵略者の兵力の行動により損害を受け又は滅失したときは、日本国政府は、その損害又は滅失に対する責任を免除されるものとする。いずれかの艦艇が全損となつたと日本国政府が認めるような損害を、なんらかの原因により被つたときは、日本国政府は、全損であると宣言する前に、アメリカ合衆国政府と協議しなければならぬ。いずれかの艦艇が侵略者の兵力の行動以外の原因により滅失したとき、又はその艦艇が返還の時に最初に引き渡された時と実質的に同一の状態になく、且つ、その同一でない状態が侵略者の兵力の行動による損害の結果若しくは通常の減耗若しくは損傷によるものであるときは、日本国政府は、相互間で合意する公正かつ妥当な補償をアメリカ合衆国政府に支払うことに同意する。

第九条

両国政府は、この協定の実施のため必要な取極を行うものとする。

昭和二十九年五月十八日 衆議院会議録第五十一号 日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定の批准について承認を求めるの件

この協定は、アメリカ合衆国政府が日本国政府から日本国がこの協定を批准した旨の書面による通告を受領した日に効力を生ずる。

以上の証拠として、署名のために正当に委任された両国政府の代表者は、この協定に署名した。

附属書 A

日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の千九百五十四年五月十四日付の日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定の規定に従つて日本国政府に貸与される艦艇の表

項目番号	艦種	艦名	型
1.	駆逐艦	千六百トン型	
2.	駆逐艦	千六百トン型	
3.	護衛駆逐艦	デイーゼル・エレクトリック・タンデム型	
4.	護衛駆逐艦	デイーゼル・エレクトリック・タンデム型	

日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定の批准について承認を求めるの件に関する報告書

【最終号の附録に掲載】

【上級閣僚登壇】

○上級閣僚 たいま議題となりまし日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定の批准について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

千九百五十四年五月十四日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

岡崎 勝男(署名)

アメリカ合衆国政府のために

ジョン・M・アリソン(署名)

この協定の締結交渉と並行して、昭和二十九年防衛力増強計画に基き、米政府に対し駆逐艦以下十七隻の供与を要請いたしておりましたところ、最近米政府は、駆逐艦二隻、護衛駆逐艦二隻、合計四隻の貸与を決定するに至りました。よつて、これらの艦艇の貸与に関する協定の締結力について交渉の結果、五月十四日、東京において、両国代表の間にこの協定の署名を了した次第であります。

この協定に基いて貸与される艦艇は、日米相互防衛援助協定に従つてわが国がこれを占有し使用することになつており、協定の内容は前文、本文十箇条、本文及び一つの附属書からなり、期間五箇年でありまして、一昨年末第十五回国会において承認を得ました日米船舶貸借協定の内容とは同様であります。なお、わが国が供与を要請いたしました艦艇十七隻のうち、今般貸与決定を見ました四隻以外のものについては、今後の交渉により貸与が決定次第、順次附属書に載せられることとなつております。

この協定の成立によつてわが国の海上防衛力の増強に必要な艦艇の貸与を受ける道が開かれ、さきに締結された相互防衛援助協定に基いて供与される他の装備品と相まつて、均衡のとれたわが自衛力の増強に資することとなるわけでありませう。

本件は五月十四日外務委員会に付託され、翌十五日、十七日及び十八日の三日にわたり委員会を開き、副防務大臣から提案の理由の説明を聞き、さらに委員と政府当局との間に活発なる質疑応答が行われましたが、その詳細は委員会会議録により御了承をお願いいたします。

続いて討論に入り、日本社会党細道兼光君及び日本社会党戸叶里子君から、それらの党を代表して反対の意向を表明され、自由党福田繁雄君及び改進黨須藤彌吉郎君から、それらの党を代表して賛成の意向が表明され、採決の結果、本日、本件は多数をもつてこれを承認すべきものと議決した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(堤原次郎君) これより討論に入ります。藤根七郎君。

○藤根七郎君 私は、日本社会党を代表して、たいま議題となりましたいわける日米間における艦艇貸与協定に對しては反対の討論を試みんとするものでございませう。(拍手)

簡潔にその趣旨を明らかにいたします。この協定は、いわゆる MSA 協定を補つて、アメリカの軍需にありまして千五百トン以上の軍艦を五年または十年間日本が借り受けまして、そして日本の海軍力を増強せんとする趣旨のものでございませう。このことは、日本に参りますと、アメリカの軍需にありまして軍艦が、日本の言葉で言へば艦艇と称し、國際的には公船または軍艦に準ずるものとして取扱う趣旨であるという御容外でございませうが、これらのことを見ますならば、すでに再々われ／＼が指摘いたしましたこととく、現平和憲法に違反するものであることは火を見るより明らかでござい

昭和二十九年五月十八日 衆議院會議第五十一号 日本国に対する合衆國艦艇の貸与に関する協定の批准について承認を求める件

ます。(拍手)われ／＼が反対の第一の趣旨を述べます。この協定は、

さらに、この協定の審議にあつて、内容を見ても、政府は、二十九年度海軍力増強計画といひ、十七年度、二万七千トンの艦艇を借りることを目的としてこの協定を結んでおりますが、この協定は、法律的に申しまして、今年度の十七年度以後、すなわち十八年度以上の多くの軍艦を借り受けます。さらに新しい協定を必要とせず、この附屬書に次々に艦艇を追加して日本の海軍力が増強できるといふ仕組みになつてゐる点は、われわれの断じて見のがすわけには参らぬところでございませう。(拍手)また、外務省条約局長の言を借りるならば、これは海軍力を増強するためにアメリカから日本に艦艇を送り込む無制限なパイプにはかならないのでございませう。

次にわれ／＼が問題にしなければならぬのは、しからば、日本の政府が自主的にそのパイプから送られて来る艦艇をどこで食ひとめるかということでございます。そのためには、当然政府に向つて日本の長期、最終的な海軍力増強の計画を聞かなければならぬはずでございます。そこで、われ／＼は口をすつぱくしてこのことをただし

ました。遂に政府は最後まで海軍力増強の計画を発表しなかつたのでございませう。昨年来、MSAの審議にあつて、政府は、常に自主的な防衛計画の発表を約しながら、遂に今日までしなかつたことは、國際的に見まして、一にアメリカの方針通りに毎年その要求に従つて兵力を増強しなければならぬのは、追ひ込まれてゐるから、國民に向つて、すなわち国会にあつて、国民に立つてゐるからであるといふことは、万目で見るところ、しく明瞭なところでございませう。(拍手)従つて、このパイプは、すなわち、その計画において自主性を持たず、アメリカに従属することをもつてその能としております。現内閣でありますならば、アメリカの欲する兵力増強をどん／＼と日本に送り込み得るパイプ、従つてこのパイプは、日本の独立と平和を守るものではなく、日本の平和と独立を脅かすのみならず、軍事予算を通じて日本の大衆の生活を圧迫する、恐るべき、憎むべきパイプであると言わなければなりません。(拍手)

さらに、われ／＼がたしたところによりまして、このたびの新計画により、今まで船舶協定によつて借り受けてゐました六十八隻、四万一千トンの船舶は、今後自衛艦と称しまして、この新しい十七隻に加えて軍艦の取扱をするわけでありませう。従つて、十七隻、二万七千トンを追加いたします。しめて六万九千トンの近くなるのでございませう。これをアジア諸国におきまして、現在の海軍力と比較いたしますと、韓國が約一万八千トン、フィリピンが二万二千トン、タイが二万五千トン、インドネシアが一萬五千トン、ビルマが六千トンとございまして、このたびの計画をもつてしまつて、すでに來年度におきましては台灣政權または中共政權の海軍力に匹敵するような海軍力になるのであります。しかるに、政府は、今日のこの第一次艦艇十七隻、二万七千トンといふものは、これはまだ不十分なものであるといふ趣旨を、保安庁長官並びに外務大臣は明らかにいたしておられます。かくのごとくにして見ますならば、われ／＼は、このパイプによつて、政府の欲するまに、國民の承認を経るところなしに、無制限に、アメリカとの話し合いによつてのみこれを増強することができるといふことでありますので、このやうなものは、今後アジア諸国に大きな脅威を与えるものでありまして、断じて賛成するわけには参りません。(拍手)

最後に、一点この問題と関連してわれわれがつけ加へておきたいと思ひます。(拍手)

すことは、すでにMSA協定審議當時も指摘いたしました。その後におきまして、われわれが國を取巻く国際情勢をながめると、アメリカの太平洋におきまして、最後の日本をPATOまたはSEATOの協定に組み入れて、さうして日本を増強せしめた陸海空軍の戦力をアジア全地域に使はんとすることは、まさしく露骨となつて参つたのでございませう。特に、承るところによりまして、吉田総理は、今国会終了後アメリカに拘留如として何られるようございませう。そこで手見されますことは、一億三千万ドルないし五千万ドルの余剩農産物を買い受けた上、対日借款をお願いするかわりに、アメリカからPATOまたはSEATOの協定に参加することを強要されることは明瞭と思はれるのでございませう。かくのごとくなつて参りますならば、先ほど申しましたやうに、日本の再軍備は、われ／＼を守るものでなしに、かねてわれ／＼が指摘したやうに、やがて外地に出兵せしめられまして、日本を押しむべき状態に引込む以外の何ものでもありません。

われ／＼は、この協定が立つております背後の國際的な政治關係をもながめまして、強い恒念を持つてこの協定に断固反対の意思を表明するものであります。(拍手)

○議長(堤隆次郎君) 戸叶里子君。
○戸叶里子君(登壇) 私は、たゞいま議題となりました日本国に対する合衆國艦艇の貸与に関する協定に対し、日本社会党を代表して絶対に反対するものであります。(拍手)

政府は昭和二十七年十二月二十二日、日米間における船舶貸与協定の批准を求めたのであります。当時の外務委員会の議論の焦点は、アメリカで軍艦として使つてゐたものが日本へ來ると單なる船舶になつてしまふのはどういふわけであるかといふことに對する質問でありました。それに対する答弁は、わけのわからない、のりくらりの、軍備でないといふ軍備論でありました。当時の改進黨の松本龍藏委員ですら、名称においても、また使用目的に關しても、戦力問題に對しても、政府の説明がきつて抽象的であると指摘されたのであります。かくのごとく、このときからすでに、まさしく軍艦を政府がなしつつあるといふ憤りを日本國民は感じておりました。

ところが、先づ日米間に相互防衛援助協定を締結し、アメリカの武器の貸与を受けて、われわれの再軍備への二歩前進を行つたのであります。そこで、國內においての防衛關係二法案も、その内容も名称もかえり参りました。事

ここに至つては、だれが見ても、軍隊でないとか、戦力なき軍隊とか説明してみても、納得の行く者はおそらく一人もないであらう。――(拍手)政府のこの説明に當つた方々も、この答弁をしながら、なぜこんな言葉を使わなくてはならないのであらうかと、その憲法違反のあり方に良心ある人は冷汗を流さざるを得ないであらう。――(拍手)あるいはまた、質問に対する答弁として暗記をし、幾たびか繰返している間に神経が麻痺し、戦力とか戦力なき軍隊とかいう言葉を反射的に答弁してしまふ、しいて自己満足をしているかの、いずれかになつて来ていることは、何という悲しむべきことであらう。――(拍手)

ところが、今回は、MSA協定中の、千五百トン以上の艦艇の貸手を受ける場合には別個の協定を結ぶという事項をもととして、この艦艇貸手協定の締結となつたのであります。

ここで注意すべきは、前の船舶協定においては、軍艦でなく日本流に言う船舶であつたのが、今回は一応軍艦として認め、はつきりと艦艇という文字を打出して来たことであらう。このことは、保安隊を自衛隊に、船舶を艦艇にと、内容は当然であります。その名称もはつきり再軍備への前進を打出し、かくして国民の眼と耳をなら

しつゝ再軍備への即成事実をつくらんとしている政府の一貫したしくずし再軍備政策の現われであります。(拍手)私は、この際、憲法違反をこまめに徹底できる政府並びに与党の独善的な行為に反省を求むるものであります。(拍手)

また、私も最も危険を感じることは、政府が貸手希望した十七隻の艦艇以外の借受けの形式であります。今回の協定内には、附屬書中に、一応決定した駆逐艦二隻、護衛駆逐艦二隻がしるされております。政府の答弁によると、今回の協定で貸手を予定したのは十七隻という数字を根拠にしたのであることであつた。そこで、私は、もしそれ以上の艦艇を借りる場合には、新しい協定を結び、国会の批准を経るのが当然であつて、よもやこの協定に基いて附屬書にその艦艇の名を連ねるというやうなことをしないであらうと質問したのであります。

これに對しては、外務大臣並びに保安庁よりの答弁は、来年のことはわからない、しかし、同じやうなものを同じやうな条件で借りるときには、この協定に基いて附屬書に名を連ねるのみで十分であり得るというやうな、恐るべき考えを持つてゐることを暗にはめかされたのであります。(拍手)こ

れがもし実行されるとしたならば、国民の知らない間に、協定によらずして、無制限に新しい艦艇の名前が書き連ねられることになるであらう。このやうに、憲法の七十三条を無視した政府のあり方は、違憲であり、国会無視の独裁政治と非難されるのは当然であります。(拍手)このことは、單に政府の失敗というやうなことで許さるべきではなく、将来の国民の運命に重大な影響があり、国民は何らかの秘密が日米兩國政府間に横たわつてゐるのであるからかうかとの疑惑を抱くに至るのであります。かくして、国民をしてますく、反米思想に迫りやするものは実に今日の政府である(拍手)という実証をここに示すことは、まことに遺憾とするものであります。

次に借受の期間であります。さきの船舶貸手協定においては五箇年を越えない範囲であるが、合意の上でさらに五箇年を越えない程度の延期ができたのであります。ところが、今回は、五箇年以内の期間であり、日本からの要請のあつたとき、相互間の合意によつて、五箇年を越えない追加の期間、貸手期間を延長することが可能であるかどうか、あらためて協議することになつております。またアメリカ政府は、期間満了前においても、自国の防

衛上必要な場合には、艦艇の返還が日本に對して要請できることになつております。これに對し、外務大臣は、日本は借り方だから、先方から言われても仕方がない、少しくらいはがまんせよという意味の答弁でありました。これは、日本国民の立場から申しますならば、何もそれほど卑屈な従属的立場に立つて貸手を受けなくてもよいではないかと、政府の自主性のない軟弱外交に不安を抱く者は私のみではないであらう。――(拍手)

また、六条に秘密保護の規定が設けられております。先づ、多くの人々の反対をも押し切つて、政府は秘密保護法を通過せしめたのであります。しかるに、今またあらためてここに艦艇に關しての秘密事項を規定したことに對し、岡崎大臣は、それは急ぐことでもないし、この協定が結ばれた後、これに關する秘密保護について米国会にでも考へればよいと考へて、この協定中に挿入したとの見解を述べております。それは、急がないものであるならば、秘密保護法全体をもつと十分に国会において審議すべきでありまして、その方が、やたらに言論の自由を奪われるという国民の不安も除かれたのであります。――(拍手)また追加の煩わしさもなかつたのであります。よ

う。この点から考へてみても、汚職問題を初め救済運動に疲れた現内閣のすることは、あまりにも計画的でないその場限りであつて、これ以上政権をゆだねることに危険を感ずるのであります。(拍手)

次は、艦艇の返還についてであります。これは八条の規定であります。この八条の中には侵略者という字が幾たびも使われているのであつて、この条項を讀んでゐるうちに、一体どこから侵略を受けるやうな急迫した状態に迫り込まれてゐるのであらうと不安を感じたものであります。また「いづれかの艦艇が侵略者の兵力の行動により損害を受け又は滅失したときは、日本国政府は、その損害又は滅失に対する責任を免除されるものとする」とありますが、この点に關して、具体的な例、たとえば竹島あるいは李ラインにおいて日本漁船を襲撃した艦艇があつて撃沈されたやうな場合の責任を問うたのに対し、特定の例に答へることは誤解を招くからとの理由で、最も私どもの開きたい点に触れないのであります。従つて、その答弁の中には、具体的な個々の事実につかつたときに、解釈上侵略者の定義等がむづかしい点に遭遇するのではないかと、の疑念を包含してゐるものであります。これ

昭和二十九年五月十八日 衆議院會議第五十一号 議長の報告

また、はつきりさせておかないならば、将来問題を起すでありましよう。かくのごとき、この重大な協定の中には、今回の十七隻の艦艇後の貸手についての方式あるいは本文についての了解できない箇所が多々あるにかかわらず、十五日と十七日の二日の委員のみで質疑を打ち切ることは、まことに政府並びに与党の極端と言わざるを得ません。(拍手)会期中に計画的に協定の審議を考へ、会期が終了に近づいたといつて、政府の不手ざわりの責任の転嫁を私どもにするような議事の運営自体にも十分なる反省を政府に求めるものであります。(拍手)

最後に、私が最も心配することは、このような艦艇を借り受けるならば、艦艇それ自身の費用、人員の増加等、当然それに伴つて国民の税負担は重くなつて参ります。さなきだに、東南アジアの賠償の支払いから、その他国内の社会問題の解決のため予算を必要とするとき、自衛隊を増強し、武器援助を受け、艦艇によつて海岸線を防備することは、アジア諸国からも日本の再軍備復活として警戒されるであらうでしょう。(拍手)このことは、日本国の将来にとつてマイナスになることであります、この点からも私はこの協定に反対するものであります。

政府並びにこの協定に賛成の方々は、さうしてこの内容を検討せられ、日本の歴史に汚点を残さざるやうな反省せられんことを希望して、私の反対討論にかゝる次第であります。(拍手)

○議長(堤康次郎君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本件は委員長報告の通り承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十分散会

出席国務大臣 加藤鐵五郎君
外務大臣 岡崎 勝男君
出席政府委員 外務政務次官 小淵 彬君
大蔵政務次官 植木庚子郎君
農林政務次官 平野 三郎君
通商産業政務次官 吉池 恒三君

朗読を省略した報告
去る十五日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

厚生年金保険法

船員保険法の一部を改正する法律
厚生年金保険及び船員保険交渉法
離島振興法の一部を改正する法律

一、昨十七日国会において承認することと議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求めるの件

一、東亞経済主管三井安弥は去る一日、同経済主管を免ぜられたので、その政府委員は自然消滅になつた。

一、去る十五日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 中井徳次郎君
法務委員 橋 兼次郎君
運輸委員 木原津良志君
建設委員 山下 英二君
議院運営委員 高橋 等君
佐藤虎次郎君 瀬戸山三男君
岩男君

一、去る十五日議長において、次の通り常任委員の補充を指名した。

地方行政委員 山下 英二君
法務委員 木原津良志君
運輸委員 橋 兼次郎君

建設委員 中井徳次郎君
議院運営委員 田海 光一君 山本 友一君
生田 宏二君 殿治 良作君

一、昨十七日地方行政委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 佐藤 親弘君(理事佐藤親弘君去る十一日委員辞任につきその補充)

一、去る十五日委員会に付託された議案は次の通りである。

国務大臣の私企業等への関与の制限に関する法律案(衆議院提出、参法第二号) 人事委員会 付託

農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案(足立篤郎君外十名提出、衆法第三七号)

農林委員会 付託

一、去る十五日衆議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

警察法案
警察法の施行に伴つて関係法令の整理に関する法律案

一、去る十五日次の本院提出案(衆議院回付)に対する衆議院の修正に同意した旨衆議院に通知した。

離島振興法の一部を改正する法律案

一、去る十五日次の内閣提出案(衆議院回付)に対する衆議院の修正に同意した旨衆議院に通知した。

厚生年金保険法案
船員保険法の一部を改正する法律案
厚生年金保険及び船員保険交渉法案

一、昨十七日議員から提出した議案は次の通りである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(島上善五郎君外十九名提出)

一、昨十七日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

水道法案

一、昨十七日委員会に付託された議案は次の通りである。

中小企業安定法の二部を改正する法律案(小笠公昭君外二十七名提出、衆法第三六号)

通商産業委員会 付託

一、昨十七日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

水道法案(内閣提出第一八〇号)(予)

厚生委員会 付託

一、昨十七日予備審査のため次の本院議員提出案を衆議院に送付した。

農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案(足立篤郎君外十名提出)

中小企業安定法の一部を改正する法律案(小笠公昭君外二十七名提出)

一、昨十七日参議院において、次の件を議決した旨の通知書を受領した。
日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件
日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求めるの件
一、去る十五日議員から提出した質問主意書は次の通りである。
駐留軍キャンプ内よりの汚水排出によるでん粉汚損等の被害に関する質問主意書(勝岡田清二君提出)

衆議院会議録第四十八号中正誤

頁 段 行 誤 正
会 一 本 四 あり か あります か
ら、

昭和三十九年五月十八日 衆議院会議録第五十一号 議長の報告